

第八十四回 参議院内閣委員会議録 第十五号

(三一七)

昭和五十三年六月一日(木曜日)

午前十時三十四分開会

委員の異動

五月三十日 辞任 山本 富雄君
藤井 恒男君

六月一日 辞任 山中 郁子君

補欠選任 小笠原貞子君

事務局側 常任委員会専門員 首藤 俊彦君

説明員

大蔵大臣官房地 方課長 農林省農蚕園芸

運輸省自動車局 総務課長 食糧省総務部総務課長

郵政大臣官房文 書課長 郵政省人事局人

日本国有鉄道常務理事 日本電信電話公社職員局長

自治省行政局行 政課長 中村 瑞夫君

野田 哲君 村田 秀三君

山崎 昇君 和泉 照雄君

秦 郁子君 荒松清十郎君

國務大臣 行政管理庁長官

國務大臣 (行政管理庁長官)

國務大臣 加地 夏雄君

出席者は左のとおり。

○理事補欠選任の件

○行政管理庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、北海道管区行政監察局の分室の設置に係る問題について、承認を求める件(内閣提出、衆議院送付)

本日の会議に付した案件

○委員長(塚田十一郎君) 理事の補欠選任についてお諮りいたします。委員の異動について御報告いたします。去る五月三十日、井上計君が委員を辞任され、その補欠として藤井恒男君及び山本富雄君が委員を辞任され、その補欠として井上計君及び加藤武徳君が選任されました。
○委員長(塚田十一郎君) 理事の補欠選任についてお諮りいたします。委員の異動に伴い、現在理事が一名欠員となっていますので、この際、理事の補欠選任を行いたいと存じます。
理事の選任につきましては、先例により委員長の指命に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。
〔異議なし」と呼ぶ者あり〕
○委員長(塚田十一郎君) 御異議ないと認めます。それでは、理事に井上計君を指名いたします。

○委員長(塚田十一郎君) 行政管理庁設置法の一部を改正する法律案及び地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、北海道管区行政監察局の分室の設置に係る問題を便宜一括して議題といたします。質疑のある方は順次御発言願います。
○野田哲君 まず行政機構改革の問題について、行政管理庁が所管をしておられる行政機構改革全体にかかる問題について伺いたいと思うんですが、運輸省見えておりますか。——道路運送車両法の改正案がごく最近提出をされたというふうに聞いているわけですが、その内容はどういう内容になっていますか。
○説明員(中村瑞夫君) 本日の会議に付した案件
○野田哲君 つまり、陸運事務所に勤務をしている地方事務官の一部を国家公務員にする、こういう内容で法律の必要な部分を改正をする、こういうふうになっていくようですが、これはいつ国会へ提出をされたわけですか。
○説明員(桜井勇君) 五月の十七日に国会に提出をいたしております。
○野田哲君 まあ五月の十七日と言えば、これは延長に現在はなっているわけですが、通常国会の普通であれば一番最終日ということになるわけです。こういう提案の仕方には非常に問題を感じるわけですが、これは別として、自治省は、これは協議を受けられましたか。

談をいただきまして、私どもいたしましたが、これを了解いたしまして法案の内容につきましては、これを了解いたしまして法案の提出の運びになつたものというふうに存じております。

○野田哲君 荒船長官に、ちょっとこれは別の角度から伺いたいと思うんですが、地方自治法の附則の第八条によりますと、「政令で定める事務に従事する都道府県の職員は、第百七十二条、第七十三条及び第一百七十五条の規定にかかわらず、当分の間、なお、これを官吏とする。」、こういう条文があるわけですが、法律でこういうふうに規定をされている「当分の間」、あるいは行政機関などいろいろ公文書で使う「当分の間」というのは、常識的に見て大体どのぐらいの判断をされるのが妥当なことだとお考えになつておりますか。

○政府委員(辻敬一君) ただいまお示しのございましたように、地方事務官の根柢規定は地方自治法附則八条にあるわけでございます。したがいまして、この制度がたてまえとして暫定的な措置である、制度であるということは御指摘のとおりでございますが、「当分の間」という表現になつております制度で、御承知のように相当な期間が続いておるものもござりますし、いろいろ実態はさまざまです。ございますけれども、私どもいたしましたことは、この制度がたてまえとして暫定的な制度であるということにつきましては十分に了解をいたしているわけでございます。

○野田哲君 私、長官は率直に物を判断をし、言つてもらえたと思つたんですが、「当分の間」とは常識的にはどのくらいかということに対して長官自身はお答えがなかつたんですね。荒船長官は「二、三日」ということを、あなた自身がこしの予算委員会で言われているんですが、あなたの「二、三日」というものもかなり長いです。ちよつと読んでみましょうか。ことしの三月十四日の参議院の予算委員会で、これは同僚志士議員の質問に対して長官はこういうふうに答えていました。【地方事務官制度は長い間の懸案でござい

まして、大変困難な事情もございます。行政改革をやるについても、地方の問題、中央の問題、なかなかいろいろむずかしい問題がありますが、これらを根本的に解決しようと、そうして厚生省及び労働省の地方事務官も二年間のうちにこれを廃止する、こういう方針を決定したわけでございました。この閣議の線に沿いまして、まず運輸省の陸運関係の取り扱いを、ただいま運輸省と自治省と行政管理庁と協議をいたしまして、可及的速やかに、まず二、三日のうちにこの問題を解決することにいたしました。どうかひとつ、法律案を出しますから御協力を願いたいと思います。」と、こうなつておるわけです。私は三月十四日から二、三日ということであれば、まあ三月十五日か、十六日か、十七日か、三月の中旬以内が、これが二、三日だと思うんですが、荒船長官の二、三日というのは大体三ヶ月たっているんです。一体長官が二、三日と言つたのが、行政管理庁と運輸省と自治省で協議をするのに、この二、三日がどうして五月十七日に法案提出に至るまでの二ヶ月もかかるんですか。

○國務大臣(荒船清十郎君) 確かにそういう答弁をいたしたことは間違ひございません。そのとおりでございますが、ことほどさように、なかなか地方事務官制度の問題は、とにかく三十年間もむずかしい問題としてくすぶつておったわけでございます。私は運輸省と自治省及び自民党の両調査会等で二、三日のうちには解決するものだといふ、そういうつもりで折衝いたしました。しかし大変めんどうな問題でございまして、二、三日といふのが二月、三月かかりましたことはまことに不明のいたすところでございまして、そう考えております。まあ今後さよなことのないようになります。まあ今後さよなことのないようになります。まあ今後さよなことのないようになります。

○野田哲君 この附帯決議、まず五月十七日の衆議院地方行政委員会における附帯決議は、「地方行政附則第八条の職員については、昨年十月、自治附則第八条の職員については、昨年十月、行管・運輸・厚生・労働・自治の五大臣間ににおいて合意に達した「速やかに結着をつける」との内閣のいたすところでございまして、そう考えております。まあ今後さよなことのないようになります。

○野田哲君 「当分の間」が三十二年も経過をし、荒船長官の「二、三日」が二ヶ月も三ヶ月もかかることがあります。もちろん両院の決議は尊重しなければなりませんけれども、やっぱり行政改革といふふうになつておるところではなつておるんですが、これは自治省の問題でございまして、どうぞお答えください。

○説明員(中村瑞夫君) ただいま御発言のありましたとおりでございます。

○野田哲君 この件につきましては、翌年の昭和五十年の三月の参議院の予算委員会において、同僚の和田静夫議員が当時の三木総理大臣に質問を

いたしました。これは地方行政委員会の問題ですか

月二十八日、参議院の地方行政委員会で、それぞれ地方事務官問題について附帯決議が行われてい

ることを御承知ですか、それでお答えいただ

りませんか。

○説明員(中村瑞夫君) ただいま御発言のありましたとおりでございます。

○野田哲君 この件につきましては、翌年の昭和五十年の三月の参議院の予算委員会において、同僚の和田静夫議員が当時の三木総理大臣に質問を

いたしました。これは地方行政委員会の問題ですか

五月二十八日に参議院の地方行政委員会におきま

して、地方事務官に関する附帯決議がなされてお

ることにつきましてはよく承知をいたしております。

○説明員(中村瑞夫君) ただいま御指摘がござい

ましたように、昭和四十九年五月十七日の衆議院

地方行政委員会において附帯決議が行われてい

ることを御承知ですか、それでお答えいただ

りませんか。

○説明員(中村瑞夫君) ただいま御発言のありましたとおりでございます。

○野田哲君 この件につきましては、翌年の昭和五十年の三月の参議院の予算委員会において、同僚の和田静夫議員が当時の三木総理大臣に質問を

いたしました。これは地方行政委員会の問題ですか

五月二十八日、参議院の地方行政委員会で、それぞ

れ地方事務官問題について附帯決議が行われてい

ることを御承知ですか、それでお答えいただ

りませんか。

○説明員(中村瑞夫君) ただいま御発言のありましたとおりでございます。

○野田哲君 この件につきましては、翌年の昭和五十年の三月の参議院の予算委員会において、同僚の和田静夫議員が当時の三木総理大臣に質問を

いたしました。これは地方行政委員会の問題ですか

五月二十八日、参議院の地方行政委員会で、それぞ

れ地方事務官問題について附帯決議が行われてい

ることを御承知ですか、それでお答えいただ

りませんか。

○説明員(中村瑞夫君) ただいま御発言のありましたとおりでございます。

○野田哲君 この件につきましては、翌年の昭和五十年の三月の参議院の予算委員会において、同僚の和田静夫議員が当時の三木総理大臣に質問を

いたしました。これは地方行政委員会の問題ですか

五月二十八日、参議院の地方行政委員会で、それぞ

れ地方事務官問題について附帯決議が行われてい

ることを御承知ですか、それでお答えいただ

りませんか。

○説明員(中村瑞夫君) ただいま御発言のありましたとおりでございます。

○野田哲君 この件につきましては、翌年の昭和五十年の三月の参議院の予算委員会において、同僚の和田静夫議員が当時の三木総理大臣に質問を

いたしました。これは地方行政委員会の問題ですか

五月二十八日、参議院の地方行政委員会で、それぞ

れ地方事務官問題について附帯決議が行われてい

ることを御承知ですか、それでお答えいただ

りませんか。

○説明員(中村瑞夫君) ただいま御発言のありましたとおりでございます。

○野田哲君 この件につきましては、翌年の昭和五十年の三月の参議院の予算委員会において、同僚の和田静夫議員が当時の三木総理大臣に質問を

いたしました。これは地方行政委員会の問題ですか

五月二十八日、参議院の地方行政委員会で、それぞ

れ地方事務官問題について附帯決議が行われてい

ることを御承知ですか、それでお答えいただ

りませんか。

○説明員(中村瑞夫君) ただいま御発言のありましたとおりでございます。

○野田哲君 この件につきましては、翌年の昭和五十年の三月の参議院の予算委員会において、同僚の和田静夫議員が当時の三木総理大臣に質問を

いたしました。これは地方行政委員会の問題ですか

五月二十八日、参議院の地方行政委員会で、それぞ

れ地方事務官問題について附帯決議が行われてい

ることを御承知ですか、それでお答えいただ

りませんか。

○説明員(中村瑞夫君) ただいま御発言のありましたとおりでございます。

○野田哲君 この件につきましては、翌年の昭和五十年の三月の参議院の予算委員会において、同僚の和田静夫議員が当時の三木総理大臣に質問を

いたしました。これは地方行政委員会の問題ですか

五月二十八日、参議院の地方行政委員会で、それぞ

れ地方事務官問題について附帯決議が行われてい

ることを御承知ですか、それでお答えいただ

りませんか。

○説明員(中村瑞夫君) ただいま御発言のありましたとおりでございます。

○野田哲君 この件につきましては、翌年の昭和五十年の三月の参議院の予算委員会において、同僚の和田静夫議員が当時の三木総理大臣に質問を

いたしました。これは地方行政委員会の問題ですか

五月二十八日、参議院の地方行政委員会で、それぞ

れ地方事務官問題について附帯決議が行われてい

ることを御承知ですか、それでお答えいただ

りませんか。

○説明員(中村瑞夫君) ただいま御発言のありましたとおりでございます。

○野田哲君 この件につきましては、翌年の昭和五十年の三月の参議院の予算委員会において、同僚の和田静夫議員が当時の三木総理大臣に質問を

いたしました。これは地方行政委員会の問題ですか

五月二十八日、参議院の地方行政委員会で、それぞ

れ地方事務官問題について附帯決議が行われてい

ることを御承知ですか、それでお答えいただ

りませんか。

○説明員(中村瑞夫君) ただいま御発言のありましたとおりでございます。

○野田哲君 この件につきましては、翌年の昭和五十年の三月の参議院の予算委員会において、同僚の和田静夫議員が当時の三木総理大臣に質問を

いたしました。これは地方行政委員会の問題ですか

五月二十八日、参議院の地方行政委員会で、それぞ

れ地方事務官問題について附帯決議が行われてい

ることを御承知ですか、それでお答えいただ

りませんか。

○説明員(中村瑞夫君) ただいま御発言のありましたとおりでございます。

○野田哲君 この件につきましては、翌年の昭和五十年の三月の参議院の予算委員会において、同僚の和田静夫議員が当時の三木総理大臣に質問を

いたしました。これは地方行政委員会の問題ですか

五月二十八日、参議院の地方行政委員会で、それぞ

れ地方事務官問題について附帯決議が行われてい

ることを御承知ですか、それでお答えいただ

りませんか。

○説明員(中村瑞夫君) ただいま御発言のありましたとおりでございます。

○野田哲君 この件につきましては、翌年の昭和五十年の三月の参議院の予算委員会において、同僚の和田静夫議員が当時の三木総理大臣に質問を

いたしました。これは地方行政委員会の問題ですか

五月二十八日、参議院の地方行政委員会で、それぞ

れ地方事務官問題について附帯決議が行われてい

ることを御承知ですか、それでお答えいただ

りませんか。

○説明員(中村瑞夫君) ただいま御発言のありましたとおりでございます。

○野田哲君 この件につきましては、翌年の昭和五十年の三月の参議院の予算委員会において、同僚の和田静夫議員が当時の三木総理大臣に質問を

いたしました。これは地方行政委員会の問題ですか

五月二十八日、参議院の地方行政委員会で、それぞ

れ地方事務官問題について附帯決議が行われてい

ることを御承知ですか、それでお答えいただ

りませんか。

○説明員(中村瑞夫君) ただいま御発言のありましたとおりでございます。

○野田哲君 この件につきましては、翌年の昭和五十年の三月の参議院の予算委員会において、同僚の和田静夫議員が当時の三木総理大臣に質問を

いたしました。これは地方行政委員会の問題ですか

五月二十八日、参議院の地方行政委員会で、それぞ

れ地方事務官問題について附帯決議が行われてい

ることを御承知ですか、それでお答えいただ

りませんか。

○説明員(中村瑞夫君) ただいま御発言のありましたとおりでございます。

○野田哲君 この件につきましては、翌年の昭和五十年の三月の参議院の予算委員会において、同僚の和田静夫議員が当時の三木総理大臣に質問を

いたしました。これは地方行政委員会の問題ですか

五月二十八日、参議院の地方行政委員会で、それぞ

れ地方事務官問題について附帯決議が行われてい

ることを御承知ですか、それでお答えいただ

りませんか。

○説明員(中村瑞夫君) ただいま御発言のありましたとおりでございます。

○野田哲君 この件につきましては、翌年の昭和五十年の三月の参議院の予算委員会において、同僚の和田静夫議員が当時の三木総理大臣に質問を

いたしました。これは地方行政委員会の問題ですか

五月二十八日、参議院の地方行政委員会で、それぞ

れ地方事務官問題について附帯決議が行われてい

ることを御承知ですか、それでお答えいただ

りませんか。

○説明員(中村瑞夫君) ただいま御発言のありましたとおりでございます。

○野田哲君 この件につきましては、翌年の昭和五十年の三月の参議院の予算委員会において、同僚の和田静夫議員が当時の三木総理大臣に質問を

いたしました。これは地方行政委員会の問題ですか

五月二十八日、参議院の地方行政委員会で、それぞ

れ地方事務官問題について附帯決議が行われてい

ることを御承知ですか、それでお答えいただ

りませんか。

○説明員(中村瑞夫君) ただいま御発言のありましたとおりでございます。

○野田哲君 この件につきましては、翌年の昭和五十年の三月の参議院の予算委員会において、同僚の和田静夫議員が当時の三木総理大臣に質問を

いたしました。これは地方行政委員会の問題ですか

五月二十八日、参議院の地方行政委員会で、それぞ

れ地方事務官問題について附帯決議が行われてい

ることを御承知ですか、それでお答えいただ

りませんか。

○説明員(中村瑞夫君) ただいま御発言のありましたとおりでございます。

○野田哲君 この件につきましては、翌年の昭和五十年の三月の参議院の予算委員会において、同僚の和田静夫議員が当時の三木総理大臣に質問を

いたしました。これは地方行政委員会の問題ですか

五月二十八日、参議院の地方行政委員会で、それぞ

れ地方事務官問題について附帯決議が行われてい

ることを御承知ですか、それでお答えいただ

りませんか。

○説明員(中村瑞夫君) ただいま御発言のありましたとおりでございます。

○野田哲君 この件につきましては、翌年の昭和五十年の三月の参議院の予算委員会において、同僚の和田静夫議員が当時の三木総理大臣に質問を

いたしました。これは地方行政委員会の問題ですか

五月二十八日、参議院の地方行政委員会で、それぞ

れ地方事務官問題について附帯決議が行われてい

ることを御承知ですか、それでお答えいただ

りませんか。

○説明員(中村瑞夫君) ただいま御発言のありましたとおりでございます。

○野田哲君 この件につきましては、翌年の昭和五十年の三月の参議院の予算委員会において、同僚の和田静夫議員が当時の三木総理大臣に質問を

いたしました。これは地方行政委員会の問題ですか

五月二十八日、参議院の地方行政委員会で、それぞ

れ地方事務官問題について附帯決議が行われてい

ることを御承知ですか、それでお答えいただ

りませんか。

○説明員(中村瑞夫君) ただいま御発言のありましたとおりでございます。

○野田哲君 この件につきましては、翌年の昭和五十年の三月の参議院の予算委員会において、同僚の和田静夫議員が当時の三木総理大臣に質問を

いたしました。これは地方行政委員会の問題ですか

五月二十八日、参議院の地方行政委員会で、それぞ

れ地方事務官問題について附帯決議が行われてい

ることを御承知ですか、それでお答えいただ

りませんか。

○説明員(中村瑞夫君) ただいま御発言のありましたとおりでございます。

なくちゃならないと、こういう立場で閣議で決定したわけでございます。したがいまして、なかなかむずかしい問題であると思いますが、まあそういう趣旨でございまして、二年間以内にこの三つの関係を合理化するということを決定した以上は

旨で当分の間というのがついていたんです。これが今日まで三十何年間も放置をされてきた、そこに一番の問題があるわけですから、陸運の問題がいま一つ法律として出ておりますけれども、基本的な地方事務官問題のとらえ方というのは、これ

ことしの予算委員会の審議の中でもこの問題が議論になつております。これについて加藤自治大臣は「基本的には両院の委員会で議決をされておりますことを」——先ほど私が読み上げた附帯決議ですが、これを「尊重し、これを踏まえながら関係省庁と緊密な連携をとつてまいりたいと考えておるところであります。」この趣旨は私はそれなりに評価をするわけですが、これについて福田総理の引き続いでのお答えの中に「衆参両院の御意向どおりに全部が全部動くというわけにはいかないだらう、こういうふうに申し上れるんで、全体として一部御意向に沿わないと、」こういう点のあることを申し上げておりますと、こういふふうに、つまり加藤自治大臣は、衆参両院の地方行政委員会の決議、つまり地方事務官を地方公務員に移管する、こういう趣旨の決議を尊重して取り扱つていただき、こういうふうに言つておられるその同じ席で、総理は、一部御意向に沿わない点がある、こういうふうに答えているわけですが、この一部御意向に沿わないというこの一部というのが、つまり五月十七日に提案をされた陸運関係についてこれを国家公務員にすると、これがその一部だと、こういうふうに理解をしていいわけですか。

○國務大臣(荒松清十郎君) そのとおりだと思います。

○野田哲君 そうすると、あとはもう次にまた一部というようなことは出でてこない、残つたものは全部これは地方公務員だと、こういうふうに受けとめていいんですか。

○政府委員(辻敬一君) 先ほどの野田委員の御発言のように、私ども地方事務官制度が当分の間の

措置でございまして、暫定的、経過的な制度である、したがつてこれを廃止する、この問題を解決するという方向でやるべきであるという点については全くそのとおりに考えておるわけでございまして、先ほどから大臣も申し上げましたような閣

う問題でございますが、野田委員のおっしゃいました。その次にどういう方向で解決するかといいます。それをいたしておられます。それから、先ほどもお答え申し上げましたように地方行政委員会で御決議がありました。しかし、ただいま御引用になりました総理の答弁にもございますように、私どもはすべての地方事務官を一律に地方公務員にするということは、必ずしも現実的でない面もあるし適切でない面もあるのではないか、それぞれ運輸、厚生、労働と、行政事務、行政目的も違うわけでございますので、どのような形で解決したならばそれでこの行政目的の達成のために最もよいかという観点から、事務の性格等に応じまして個別的に解決を図るべきであるというふうに考えているわけでございます。そこで、まず運輸と厚生、労働と分けまして、さしあたり運輸省について御提案申し上げているわけでございます。そして、運輸省の事務につきましても、御承知のように車検、登録、輸送行政事務と三つあるわけでございます。本来ならば一挙に解決するがあるいは望ましいかと存ずるわけでございますけれども、輸送行政事務をどういうふうに国と地方の間で配分するかといふことににつきましては、政府の内部でも調整がつかなかつたわけでございますので、さしあたり調整がついております車検、登録について制度の改正をいたしたい、こういうことにしたわけでございます。そのように運輸省についても段階実施をいたしまして、残りの分につきましては厚生、労働とあわせて適正なまた適切な解決を見出すようになります。今後とも努力いたしてまいりたいと考えてゐるわけでございます。

○野田哲君 先ほど御引用になりました総理の御答弁につきましては、そういうような一般的な考え方を示されたものと、かように私どもは考へてゐるわけでござります。

そうするとあれですか、この総理が

○政府委員(辻敬一君) 何分にもこの問題は三十年來の懸案でございまして、いろいろな御意見、御議論が各方面にあるわけでございます。そこで、今後厚生、労働をどのような方向で解決していくかということにつきましては、そういうような各方面の御議論なり御意見なり、また從来の経過というようなものを十分に考慮に入れまして、慎重に検討してまいりまして、適切な結論を出したいと考えておるわけでございます。したがいまして、私どもは、ただいまから、予断と申しましようか、あるいは固定的な考え方と申しましようか、そういう考え方をまず持つておりますと、それで割り切ってしまうというようなことを考えているわけでは全くないわけでございます。今後慎重に検討いたしまして、あくまでも適切な結論を出したいと考えておりますので、それがどういう方向になりますかは、いまの段階ではお答え申し上げられないわけでございます。

○野田哲君 自治省はどういうふうに考えておりますか。

○説明員(中村瑞夫君) ただいま行政管理庁の方から御答弁がございましたように、将来の問題につきましてはこれから関係省庁と協議をしていくということをございますので、まさにその現在の段階で予断を持つて申し上げることができない状況でございますけれども、私どもいたしましては、基本的にはどのような事情であれ、ともかくも地方住民の生活に密着したような事務は地方自

治の場で処理をする、そういう地方自治の本旨が損なわれないような形で、そして地域の問題につきましては地域住民の意向が十分反映されるような形で事務の処理がされる、そういうことで解決が図られることを望んでおりますし、今後ともそういう基本的な考え方で努力をいたしてまいりたいというふうに存じております。

○野田哲君 二年間でということが昨年の閣議決定でされているわけですね。陸運についてはいま一番最後の日に出すという提案の仕方といふのは、私はこれは妥当な提案の仕方ではないと思うんです。内容には意見がありますが、そのことは触れませんが、これから二年間で決着をつけるといふ、この二年間と、いうことになると、私の理解としては、少なくとも次の通常国会、つまりこの十二月に召集される通常国会には法案として提出されなければ、私は二年間で結論を出すと、こういうことにはならないんじやないかと思うんですが、今後二年間という期限でこの問題を処理していくこうとする手順についてどういうふうな目安を持つておられますか。

○政府委員(辻敬一君) 厚生、労働の地方事務官制度の解決、あるいはまた運輸省の残りました輸送行政事務に従事しております地方事務官の問題の解決というものは、率直に申しまして大変困難な課題であるわけでございます。何度も申し上げるが如く、三十多年来努力はいたしましたけれども結論が出ていない問題でござりますので、非常にむずかしいとは考えております。しかしながら、閣議決定をいたしたわけでございまして、二年間以内に廃止するという方針が示されているわけでござりますので、私どもいたしましては、困難な課題ではございますけれども、各省と鋭意調整を進めまして、適正な結論を出すように全力を挙げたいと考えております。

○野田哲君 具体的にどういうふうな手順で進めていかれるかということを聞いているんで、二年間ということになれば、次の通常国会には少なく

とも提案がなければ二年間ということにならないんじやないかというふうに私は聞いているわけであります。そうすると、少なくともことの秋ぐらいましては、これは政府部内では結論が出されなければいけないんじやないかと思うんですが、そういう手順についてどう考えておられますか。

○政府委員(辻敬一君) ただいま野田委員の御指摘になりましたような方向でもって全力を尽くしたいと考えております。ただ、率直に申しますと、何分にも運輸省の車検、登録事務に従事しております地方事務官問題の解決、それに全力を集めましては、私はこれは妥当な提案の仕方ではないと思うんです。内容には意見がありますが、そのことは触れませんが、これから二年間で決着をつけるといふ、この二年間と、いうことになると、私の理解としては、少なくとも次の通常国会、つまりこの十二月に召集される通常国会には法案として提出されなければ、私は二年間で結論を出すと、こういうことにはならないんじやないかと思うんですが、今後二年間という期限でこの問題を処理していくこうとする手順についてどういうふうな目安を持つておられますか。

○政府委員(辻敬一君) 厚生、労働の地方事務官

制度の解決、あるいはまた運輸省の残りました輸送行政事務に従事しております地方事務官の問題

の解決といふのは、率直に申しまして大変困難な

課題であるわけでございます。何度も申し上げる

が如く、三十多年来努力はいたしましたけれども結論が出ていない問題でござりますので、私どもいたしましては、困難な課題ではございますけれども、各省政府の意向が十分反映されるような形で事務の処理がされる、そういうことで解決が図られることを望んでおりますし、今後ともそういう基本的な考え方で努力をいたしてまいりたい

というふうに存じております。

○野田哲君 二年間でということが昨年の閣議決定で

されています。陆運についてはいま一番最後の日に

出しますという総理大臣の答弁が、作業を進め

ます。されば、この衆参両院の地方行政委員会の決議を尊重

いたします。されば、この問題につれてあいまいになつていて、この原因

はどこにあるですか、これは。

○政府委員(辻敬一君) 先ほどからお答え申し上

げたとおりです。されば、この問題の経緯、

御審議の過程等も十分に考えまして、厚生、労働

の問題につきましては、厚生省、労働省あるいは

また自治省と十分に調整をいたしまして、かかる

べき結論を出ししたいと考えている次第でございま

す。

○野田哲君 だんだんこの問題が、いま聞いてお

りますとあいまいになつてきているんじやない

か、こういうふうに思つます。つまり昭和四十

九年五月の衆参両院の地方行政委員会の決議とい

うのは、五十一年三月三十日までに「地方公務

員とするよう努めること」、こういう決議になつ

ていいわけです。そして、政府を代表して自治大臣は、決議の趣旨を尊重いたしますと、こういう

ふうに答えていいわけなんです。そしてこの翌年

たけれども結論が出ていない問題でござりますの

で、非常にむずかしいとは考えております。しか

しながら、閣議決定をいたしたわけでございま

して、二年間以内に廃止するという方針が示されて

いるわけでござりますので、私どもいたしましては、困難な課題ではござりますけれども、各省

と鋭意調整を進めまして、適正な結論を出すよう

に全力を挙げたいと考えております。

○野田哲君 具体的にどういうふうな手順で進め

ていかれるかということを聞いているんで、二年

間ということになれば、次の通常国会には少なく

とも提案がなければ二年間ということにならない

んじやないかというふうに私は聞いているわけで

あります。されば、これは政府部内では結論が出されなければ

いけないんじやないかと思うんですが、そういう

手順についてどう考えておられますか。

○政府委員(辻敬一君) ただいま野田委員の御指

摘になりましたような方向でもって全力を尽くし

たいと考えております。ただ、率直に申します

と、何分にも運輸省の車検、登録事務に従事して

おります地方事務官問題の解決、それに全力を集

中していた段階でございまして、まず一つこの御

提案申し上げている法律案を速やかに成立さして

いただきたいと考えております。また、その法案

の問題につきましては、厚生省、労働省あるいは

また自治省と十分に調整をいたしまして、かかる

べき結論を出ししたいと考えている次第でございま

す。

○野田哲君 だんだんこの問題が、いま聞いてお

りますとあいまいになつてきているんじやない

か、こういうふうに思つます。つまり昭和四十

九年五月の衆参両院の地方行政委員会の決議とい

うのは、五十一年三月三十日までに「地方公務

員とするよう努めること」、こういう決議になつ

ていいわけです。そして、政府を代表して自治大臣は、決議の趣旨を尊重いたしますと、こういう

ふうに答えていいわけなんです。そしてこの翌年

たけれども結論が出ていない問題でござりますの

で、非常にむずかしいとは考えております。しか

しながら、閣議決定をいたしたわけでございま

して、二年間以内に廃止するという方針が示されて

いるわけでござりますので、私どもいたしましては、困難な課題ではござりますけれども、各省

と鋭意調整を進めまして、適正な結論を出すよう

に全力を挙げたいと考えております。

○野田哲君 具体的にどういうふうな手順で進め

ていかれるかということを聞いているんで、二年

間ということになれば、次の通常国会には少なく

とも提案がなければ二年間ということにならない

んじやないかというふうに私は聞いているわけで

あります。されば、これは政府部内では結論が出されなければ

いけないんじやないかと思うんですが、そういう

手順についてどう考えておられますか。

○政府委員(辻敬一君) ただいま野田委員の御指

摘になりましたような方向でもって全力を尽くし

たいと考えております。ただ、率直に申します

と、何分にも運輸省の車検、登録事務に従事して

おります地方事務官問題の解決、それに全力を集

中していた段階でございまして、まず一つこの御

提案申し上げている法律案を速やかに成立さして

いただきたいと考えております。また、その法案

の問題につきましては、厚生省、労働省あるいは

また自治省と十分に調整をいたしまして、かかる

べき結論を出ししたいと考えている次第でございま

す。

○野田哲君 具体的にどういうふうな手順で進め

ていかれるかということを聞いているんで、二年

間ということになれば、次の通常国会には少なく

とも提案がなければ二年間ということにならない

んじやないかというふうに私は聞いているわけで

あります。されば、これは政府部内では結論が出されなければ

いけないんじやないかと思うんですが、そういう

手順についてどう考えておられますか。

○政府委員(辻敬一君) ただいま野田委員の御指

摘になりましたような方向でもって全力を尽くし

たいと考えております。ただ、率直に申します

と、何分にも運輸省の車検、登録事務に従事して

おります地方事務官問題の解決、それに全力を集

中していた段階でございまして、まず一つこの御

提案申し上げている法律案を速やかに成立さして

いただきたいと考えております。また、その法案

の問題につきましては、厚生省、労働省あるいは

また自治省と十分に調整をいたしまして、かかる

べき結論を出ししたいと考えている次第でございま

す。

○野田哲君 具体的にどういうふうな手順で進め

ていかれるかということを聞いているんで、二年

間ということになれば、次の通常国会には少なく

とも提案がなければ二年間ということにならない

んじやないかというふうに私は聞いているわけで

あります。されば、これは政府部内では結論が出されなければ

いけないんじやないかと思うんですが、そういう

手順についてどう考えておられますか。

○政府委員(辻敬一君) ただいま野田委員の御指

摘になりましたような方向でもって全力を尽くし

たいと考えております。ただ、率直に申します

と、何分にも運輸省の車検、登録事務に従事して

おります地方事務官問題の解決、それに全力を集

中していた段階でございまして、まず一つこの御

提案申し上げている法律案を速やかに成立さして

いただきたいと考えております。また、その法案

の問題につきましては、厚生省、労働省あるいは

また自治省と十分に調整をいたしまして、かかる

べき結論を出ししたいと考えている次第でございま

す。

○野田哲君 具体的にどういうふうな手順で進め

ていかれるかということを聞いているんで、二年

間ということになれば、次の通常国会には少なく

とも提案がなければ二年間ということにならない

んじやないかというふうに私は聞いているわけで

あります。されば、これは政府部内では結論が出されなければ

いけないんじやないかと思うんですが、そういう

手順についてどう考えておられますか。

○政府委員(辻敬一君) ただいま野田委員の御指

摘になりましたような方向でもって全力を尽くし

たいと考えております。ただ、率直に申します

と、何分にも運輸省の車検、登録事務に従事して

おります地方事務官問題の解決、それに全力を集

中していた段階でございまして、まず一つこの御

提案申し上げている法律案を速やかに成立さして

いただきたいと考えております。また、その法案

の問題につきましては、厚生省、労働省あるいは

また自治省と十分に調整をいたしまして、かかる

べき結論を出ししたいと考えている次第でございま

す。

○野田哲君 具体的にどういうふうな手順で進め

ていかれるかということを聞いているんで、二年

間ということになれば、次の通常国会には少なく

とも提案がなければ二年間ということにならない

んじやないかというふうに私は聞いているわけで

あります。されば、これは政府部内では結論が出されなければ

いけないんじやないかと思うんですが、そういう

手順についてどう考えておられますか。

○政府委員(辻敬一君) ただいま野田委員の御指

摘になりましたような方向でもって全力を尽くし

たいと考えております。ただ、率直に申します

と、何分にも運輸省の車検、登録事務に従事して

おります地方事務官問題の解決、それに全力を集

中していた段階でございまして、まず一つこの御

提案申し上げている法律案を速やかに成立さして

いただきたいと考えております。また、その法案

の問題につきましては、厚生省、労働省あるいは

また自治省と十分に調整をいたしまして、かかる

べき結論を出ししたいと考えている次第でございま

す。

○野田哲君 具体的にどういうふうな手順で進め

ていかれるかということを聞いているんで、二年

間ということになれば、次の通常国会には少なく

とも提案がなければ二年間ということにならない

んじやないかというふうに私は聞いているわけで

あります。されば、これは政府部内では結論が出されなければ

いけないんじやないかと思うんですが、そういう

手順についてどう考えておられますか。

○政府委員(辻敬一君) ただいま野田委員の御指

摘になりましたような方向でもって全力を尽くし

たいと考えております。ただ、率直に申します

と、何分にも運輸省の車検、登録事務に従事して

おります地方事務官問題の解決、それに全力を集

中していた段階でございまして、まず一つこの御

提案申し上げている法律案を速やかに成立さして

いただきたいと考えております。また、その法案

の問題につきましては、厚生省、労働省あるいは

また自治省と十分に調整をいたしまして、かかる

べき結論を出ししたいと考えている次第でございま

す。

○野田哲君 具体的にどういうふうな手順で進め

ていかれるかということを聞いているんで、二年

間ということになれば、次の通常国会には少なく

とも提案がなければ二年間ということにならない

んじやないかというふうに私は聞いているわけで

あります。されば、これは政府部内では結論が出されなければ

いけないんじやないかと思うんですが、そういう

手順についてどう考えておられますか。

○政府委員(辻敬一君) ただいま野田委員の御指

摘になりましたような方向でもって全力を尽くし

たいと考えております。ただ、率直に申します

と、何分にも運輸省の車検、登録事務に従事して

おります地方事務官問題の解決、それに全力を集

中していた段階でございまして、まず一つこの御</p

とめ方をまた別の角度でしなければならないと思うんです。その点を端的に答えていただきたいと思います。

○國務大臣(荒松清十郎君) おつしやられることはよくわかりますが、福田総理が言つた一部決議に沿わない点があるというような答弁の趣旨は、

私が考へておりますことは、いまの陸運局の運輸省の問題、また厚生省、労働省の問題、こういうものを含めて一部ということであると判断をしております。またそういうふうに私も考へております。

○野田哲君 この福田総理の答えた一部というのが、このいまでておる陸運の問題だけではなくて、残りの陸運、それから厚生、労働にまで及ぶということになれば、これはもう今までの決議の方向とか、国会での関係大臣の答弁とは全く逆の方向で取り扱われるということになるわけですが、福田総理の一部意向に沿わない点があるといふのが労働、厚生にまで及ぶということになると、これは地方事務官というのはそれすべてなんですから、陸運関係とあとは労働と厚生しかないわけですから、そこにも及ぶということになれば、方向としてはこれは国家公務員に移管をするのがほとんどなんだ、こうなつてくるわけです。いまの長官のお答え、労働にも厚生にもその一部というのはあるんだということになると、これは逆の方向に向いていると思うんですが、そういうことなんですか。

○國務大臣(荒松清十郎君) 別段逆というわけじやございませんが、去年の十二月に閣議決定をしたのでございまして、まあそれ以上拡大するという意味じやなくて厚生、労働ということを踏まえてという意味になることでございます。そういう方針でやりますが、しかしいまの陸運局の問題につきましても、私がさつき遺憾の意を表したところでございまして、おっしゃるところ、各省間のなわ張りという言い方がいいか悪いかわかりませんが、そういう点でなかなか困難であった。したがつて、今度厚生、労働の問題につきましてもよ

くひとつ各省の意見もお聞きいたしまして、また各方面の意見もお聞きいたしまして遺憾のないようになつたですか、お会いというよりも一緒に大変であったというその事実を踏まえまして慎重にやろうと、こう考えております。

○野田哲君 だから、ここでのやりとりを私が考えますと、つまり、今までの扱いというのは、たてまえとしては地方公務員に移管をするんだと、こういう趣旨がすつと国会での附帯決議でも、あるいは三木内閣当時の三木総理のお答えでも一つの流れとしてあつたと思うんですね。福田総理がことしの予算委員会で一部と言われた。ところが、いま聞いてみるとその福田総理の言う一部というのは厚生にもあり労働にもあり、こういうことであれば、これは今までの取り扱い、国会の審議した趣旨と私はこれはかなり方向が違う、こういうふうに受けとめざるを得ないわけ

で、これは行政管理庁あるいは行政管理庁長官だけでやりとりしてもこれ以上審議が進まないと私は思うんで、これは総理並びに関係大臣一堂に出てもらつたところではないとこれ以上の議論ができると思うので、私はこの問題はきょうはもう終わります。

○國務大臣(荒松清十郎君) 総理はおりました。○野田哲君 写真載つていますね、総理の後ろに荒船長官がモーニングに儀威を正して。○國務大臣(荒松清十郎君) いや、モーニング着ておりません。普通のです。

○國務大臣(荒松清十郎君) お答えします。○國務大臣(荒松清十郎君) 社務所と思つております。総理は宮中に参内されたりだというのでモーニングを着られておつたと思います。ほかの人は服装覚えておりません。私もこのままふだんのかつこうでございました。

○野田哲君 これは、社務所で合流されたのは、

時間が、場所等打ち合わせをして合流されたんですか、それとも偶然そこで一緒になつたんですか。

○國務大臣(荒松清十郎君) 遺族会から大せい参つてくれというふうにやつていただきたい。思つたよりもなかなか大変でした。これは福田総理、それから服部郵政大臣、藤井労働大臣、こういう閣僚の方々と御一緒であつたようですね。

○國務大臣(荒松清十郎君) お答えいたします。○國務大臣(荒松清十郎君) お答えします。○國務大臣(荒松清十郎君) 私も遺族会の会員の一人ですから、二十一日はひとつお参りをするようにどうでしようというからお参りだというので一緒に参拝いたしました。

○野田哲君 そうすると、総理と長官と郵政大臣、労働大臣というのは、偶然にそこそぞつたり

ろこの問題について報道されているもの、情報に接すると、この四月二十一日に長官が、まあ荒船清十郎個人だということですが、いずれにいたしまして、も荒船さん、それぞれ閣僚ですけれども、この方々が靖国神社に行かれたのは、いま長官が言われた自民党の靖国神社国家護持の問題を審議をしている会の会長か副会長か、そういう役職にあります。千条では国家機関と宗教とはかかわってはいけない、こういう規定があるわけです。したがつて閣僚の役職についておられる方々は、少なくともそういう靖国神社をどうしようかというような目的を持つた組織といいますか、団体といいますか、

自民党的役職、これからは外れるべきだと思うんだし、長官はいま何にもやつていいないと、こういうことであれば、私はそれなりにそれで了解をしておきたいと思うんですが、閣僚の地位にある方々は、そういうある政治目的を持つた役職にはつくべきでないと、こういうふうに考へるんですが、この点いかがですか。

○國務大臣(荒松清十郎君) 私はそういう役職につくことはよくないと思っております。だからいまそういう役職にはなっておりません。ただし、私は戦争中私の郷里で村長をしておりました。戦争が始まる前及び戦争中、そうして毎朝のように出征する軍人を送り出しました。後のことば心配するな、村のことは、あなたの家族も村じゅうも後顧の憂えのないようにやりますから、しっかりと國のために働いてきてもらいたいということを毎朝兵隊が出たたびに送り出しまして、その出征した人たちの多数が戦死をしております。そういう意味もありまして、私は靖国神社の英靈に対しましては、代議士であるとか大臣であるとかといふことを離れまして、神社の前を通るときは自動車をとめて毎日あそこでお参りをしてくる、これが私の日課でございます。したがいまして、遺族の問題あるいは靖国神社国家護持の問題等は現在何も役員ではございませんけれども、英靈に対しましては、村長をしていて送り出した兵士大多数が戦死をしているということについて責任感を持ております。また、戦争中私の兄弟が全部出征をいたしました。六人、陸軍、海軍に出ていたしまして、出征軍人の家族というものがいかに悲惨なものかという非常に悲しい経験を持つております。そのうちで一番下の弟が戦死をしております。そういうようなことで、靖国神社には毎朝出てくるときは必ずお参りをしてくることが日課でございました、たまたま、幾日になるかわかりませんけれども、縁理と一緒に参拝したこと、靖国神社へ参拝したことなどが悪いことだとも何とも、そういう感じは持つておりません。当然の国民としての義務のような気持ちであります。しかし、まあ行政

管理庁長官という立場ですから、遺族会の役員だとかなんとかそういうことはやつておりません。それは慎んでおります。
以上でございます。

○野田哲君 閣僚については、かつて稲葉法務大臣がある会合に出席をしたことが非常に大きな問題になった経過があつて、そのときに、閣僚という地位の重みからして公私との区別はつけられない、こういう説明を管理大臣が本院で行つて了解をされている、こういう経緯もあるわけでありますから、いまの長官の説明で私はこの場のこの問題については了解をいたしますが、先ほど來の行政機構改革の一項目としての地方事務官問題、これはいままでのやりとりからして、私は政府の扱い方には非常に一貫性を欠いている、実際にこれから二年間ということで実務を進めていくこととする政府委員の方々の説明を聞くと、国会での管理や関係大臣の答弁されてることとはかなり姿が変わってくるんじゃないかな、こういう印象を受けたのですが、また機会を改めて、関係大臣のいらっしゃるところでこの扱いについてはただしてまいりたいと思うんですが、少なくとも、これは三十三年間経過をした中で、国会でも何回も議論がされ、決議もされていることでありますから、これから二年の間に取り扱っていくにつれては、国会で議論され、総理を初め関係大臣が答えておられる、それから踏み外すことのないような措置をとるべきではないか、ぜひそうあるべきだということを要望して、きょうはこれ以上の質問はできませんので私は終わります。

○委員長(塚田十一郎君) 午前の質疑はこの程度にとどめます。
午後は一時から再開することとし、休憩いたします。

午前十一時五十分休憩

午後一時六分開会

○委員長(塚田十一郎君) ただいまから内閣委員

会を再会いたします。

午前に引き続き、行政管理庁設置法の一部を改正する法律案及び地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、北海道管区行政監察局の分室の設置に関し承認を求めるの件を一括して議題といいます。

質疑のある方は順次御発言願います。

○井上計君 まず最初に、行政管理庁にお尋ねをいたしますけれども、本日の議題でありますが、事實上は北海道管区の行政監察局の縮小計画であらう、このように理解をしておりますが、特にいま行政改革を強力に進めていく中で、そのような縮小計画をされても、今後の行政監察業務に特に支障はないんでしようかどうでしょうか、お伺いいたします。

○政府委員(佐倉尚君) 私どもの行政監察局地方支部分局、地方局は北海道を除しまして都道府県単位に置かれているわけでございます。それで、国の行政機関及びその国の事務をやっております都道府県等調査いたしますが、行政は大体行政機関、この場合都道府県でございますけれども、これに國から委託されて行っておりまして、県内は大体一つにまとまって行政が行われることが非常に多いわけでございます。それで北海道の場合、非常に地域が広いというようなことで從来地方局を三つ置いていたわけですが、少なくとも、北海道は道という一つの機関でございますけれども、北に地方局がなくとも、行政監察のやり方等を合理化するなり、あるいは行政相談、これは非常に住民と密着した仕事でござりますので、そこには分室を置いて從来どおり行うといったような合理化を行うことによって、管区監察局一本で支障なく行えるというふうに考へております。

○井上計君 支障がないということでありますが、減らすことだというふうなのが余りにも強く出過ぎております。したがつて、そのためには各省とも一律削減というふうな、いわば形式に大変こだわっている点が多いんではなかろうか、こういうふうな感じがするわけです。特に二十年前あたりは十年前と比べますとすべてのものがずいぶんさま変わりをしました。仕事量が非常に十年前と比べて多い部門、あるいはまだ減った部門、同じ減った部門としても減り方がずいぶんと差があるということになります。それらを考えまいりますと、現在のような行政改革の進め方では、やはりそこにどうしてもこぼこがさらに一層激しくなるんではなかろうか、こういう実は感じが私どもいたしてならぬわけであります。午前の答弁でも荒松長官がおつしやつておられましたが、行政の簡素化、合理化というふうなものを特に主張をしておられます。合理化というのは、言い換えますと、もちろん人を減らすとか、あるいは行政のそれぞれの重複した部門、それらのものを整理統合はもちろんあたりますけれども、逆に必要なところにはやはり人もふやす、いわば適量を適宜適所に配置をするいうふうなこと、これがやはり合理化だと私はそういうふうに理解をしておりますが、そこで考えますと、ただ部門を減らすとか人を減らすとかということ、もちろんこういう面の整理簡素化、大切であります。が、もう一つ私はぜひこの際取り上げていただきたい、検討しなくてはいけないという問題は、精神面の行政改革というものを取り上げていかなくてはいけないというふうに強く最近感じておるわけです。

精神面の行政改革といいますと大変理屈っぽくなりますが、古くから言われておりますけれども、古くから言われておりますが、公務員の綱紀処正というふうなことであろうというふうに思はんですが、そこで、公務員たる責任だとか、あるいは義務感、使命感というふうな、そういうことが現在公務員の方、全部だとはもちろん言いません、ごく一部であるかしれませんけれども、かなりそういうふうなものが欠如しておる、使命感や義務感や責任感というふうなものを全く忘れておる公務員が、どの程度の率かは別としてあるということは、これはもう事実だと思うんですね。そういうことにつ

いて、いま一度やはり掘り下げる、そういうふうな矯正はあるいは指導ということをぜひ行っていかなければ、行政改革をこれから進めていく上においてやはりまた一層矛盾が出てくるんではなかろうか、このように実は強く私は感じております。そこで、国家公務員法の第一条、「この法律の

は、特に最近においていろんな問題があるたびに、その感を深くするものであります。が、公務員はいかにあるべきかという構え、こういう点はおつしやるとおりでございまして、鋭意精神の面でもひとつ注意をいたしまして、国家のために努力していくなければならない、こう考えております。

は採用の際にとつてございます。しかし、との服務の宣誓をさせましても、その後やはり形を整えてまいる必要がござりますから、そういう自覚を持つて職務に精励するように、採用後におきましても十分指導してまつておきます。

は厳正に懲戒処分その他の措置を講じてまいりて
いるところでござります。

○井上社君　いま、貴船長官から御所見を承りました。全くそのとおりだというふうに、私もさらばに一層強い感じを持っております。

○説明員（坂部政夫君） 入社の際に宣誓書と同様な誓約書をとっておりまして、これには「法令をいりませんでしたが、私の記憶ではとておつたと思ひます。

が規定してござりますし、また労働組合との間に
も懲戒に関する協約というのを結んでおりまし
て、これらの諸法令に基づきまして対処いたして
まいるわけであります。

することを目的とする」と、こうありますし、それから「服務の根本基準」で、九十六条ですが、「すべて職員は、国民全体の奉仕者として、公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に

条に明瞭にうたつてあります、「この法律は、
公共企業体及び國の經營する企業の職員の労働条件
件に関する苦情又は紛争の友好的且つ」という部
分でありますけれども、そこにはやはり「公共企業

「**○井上計君**、当然のことだと思いますが、すべての契約書をとつておきます。」

様でございまして、基本的には日本電信電話公社法、また細かくは就業規則を持っております。それによらしまして非運行為に対しては厳正にいわゆる処分を行ふことになつております。

「三十六を考へておる見合はんがねが、
らない」、「それから九十七条には、**職員は、政
令の定めるところにより、服務の宣誓をしなければ
ならない**」、「それから**職務に専念する義務**
にして、**一日も空ひまつぶさず**、「**職員は、其年二月**

は及ぼす日本の経済社会の企図の実現を進むる最も有力な手段である。しかし、このことは、必ずしも、その目的を達成するための唯一の手段ではない。たゞ、このことは、必ずしも、その目的を達成するための唯一の手段ではない。たゞ、このことは、必ずしも、その目的を達成するための唯一の手段ではない。

うふふに思います。」といふて、その宣誓書、これらのものを出して、そして国鉄幹部の宣誓書等と一緒に、あらはよきこと、さよ

それに基いて指導し、またそれらに違背する事項があつたとき等については規定に基づいてそれぞれ処理いたしておりますと、こういうお答えであります。あらゆるうちをござりますが、こ

び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、政府がなすべき責を有する職務にのみみとめられ事しなければならない。職員は、法律又は命令の定める場合を除いては、官職を兼ねてはならない。

あらうと思ひますけれども、「誓書」私は、国民全体の奉仕者として公共の利益のために勤務すべき職務を深く自覚し、日本国憲法を遵守し、並びに法令及び上司の職務上の命令に従い、不偏不倚

食糧局も同じでありますけれども、郵政省にして
も、入省した人がこの宣誓書どおりに服務してい
ない場合の処置、これらの処置等についてはどの
ようなお取り扱いになつておられますか、もしお

をしておられる、あるいは宣誓書に違背した者についてどのような処理をしておられるかについてははなはだ実は疑問を持っております。率直に申上げて、この宣誓書に違背をした人を法律等に

ら考えてみましても、果たしてそのような、いわば法律によつてそのような使命感、責任感、義務感を全部の人が持つてゐるとはなかなか思えないので、現状ごとくうふうで考をます。そこで、そのよう

○説明員(宮崎武幸君) 食糧庁の中におきましては、いろいろな問題が生じます。それからこととおきうござつたまつたしとふうに思います。各省ひとつ順次お願ひいたします。

員も、相当数が直ちに降任なり免職なりに実は持つていかなきやいけないような人が相当現在いるんではなかろうかと、こういう感じがいたしておりますが、これ以上深くお詫び申しませんけれど

しないといふうに思ひます。

○説明賣(宮崎武幸君) 食糧亭におきましてもは、おとりになつておるかどうか、ひとつお伺いをいたしたいと思います。順次お願ひをいたします。

で処分といいますか、懲戒のための審査委員会のようなものを設けておりまして、そこで、その審査員の起こしましたような状況、事実等を審査しまして、それに応じまして処分が必要なものには処分

ばかり走っておりますが、しかし、必要とあればやつぱり増員せざるを得ない部門もあります。それからなお、おっしゃるとおり精神面の問題、心の持ち方の問題、そういう点につきまして

○説明員(陣野龍志君) 私どものところも宣誓書を私どもの前で読ませまして、それをとつております。

をいたす、こういうやり方をとつております。
○説明員(陣野龍志君) 私どものところも、法会の遵守義務違反でありますとか、いろいろな態様に即しまして、それぞれの非違行為に対しまして

とつ大いに御留意いただきました、各省庁に対しして、いま一度宣誓書の見直しといいますか、形式的に流れないように服務規程等についても十分ひとつ指導、勧告をしていただきこと、これを要望する

してね。
おめでた。

すが長官はどうお考えでしようか、いまの問題について。

○國務大臣（荒松清十郎君） お答えいたします。
井上さんの御意見と私は同じでございまして、
実は生糸検査所、横浜とか神戸とかいうことは言
いませんでしたが、いまの井上さんに電話のかか
つてきたような同じ趣旨の電話がございました。
それで、まあ消防と同じだと、こういうことを言
いました。だからわれわれはむだじやないんだ
と、こういう言い方でございまして、それじゃ君
に聞くが、今後生糸の検査をするようなことが実
際に行われるかと言つたら、それはわかりません
と、しかしわれわれは必要があれば待機してい
るんだから差し支えないと存ります、公務員はそ
ういうものですが、そういう言い方でございまし
た。しかしこの考え方はとんでもない私は間違
だと思つております。それからまた、そういうこと
とに各省の大臣みんな気がつかなくちゃならな
い、そうでなければ国民の血の出るような税金を
むだ遣いをしてはいることになりますので、全く同
感でございまして、そういうことに心して行政を
やっていくつもりでございます。なお、各省に対
しましても私の考えを全部伝えることにいたして
おきます。

○井上計君 いや、長官にまで電話がかかっただと
は全く知りませんでしたが、私と同じような電話
が長官にかかるたとすると、かなりこれは組織的
な行動ではなかろうかというふうにいま感じまし
てよけいに驚いておるのであります、長官のお
考え、私と全く同じお考えだということを承ります
して安心をいたしました。いまのこの生糸検査所等
の問題、食糧事務所の問題等はちょっとまた後で
いろいろとお伺いしたいと思います。

そこで、成田事件に関連をいたしまして幾つか
お伺いをいたしたいというふうに思います。
三月の二十六日、さらには先日五月の二十日、
過激派の、いわば事実上の内乱と思われるような
あのような暴動等に対して当局側は適切な処置を
とられました。そこで、かなり多數の逮捕者が出

ておりますが、新聞報道等に伝えられているところによりますと、三月二十六日の事件で二十四人

の公務員が実は逮捕されており、それから五月二十日におきましては八人の公務員が逮捕されております。新聞にも載っておりますし、かなり各紙いろいろな形で報道しております。いろんな報道を見ますと、やはり多い公務員であるとか、川崎の郵便局員がどうだとか、さらには五人の公務員だとか、いろんな新聞が、いわば過激派の中心は公務員であるというふうなことをすべて報道しておりますわけですね。ここにやっぱり大きな問題が生じておるし、これはいまだけの現象面だけでとらえるのでなくて、やっぱりこういうふうなことがなぜ起きたかという遠因を、この際強くまた速やかに探って対処していかなくてはいけないと、このように考えております。時間がありませんから余り新聞等詳しく読みませんけれども、ある新聞では解説にこういうことを書いておるんですね。

高度経済成長期、どの企業も学生運動に比較的寛大だった。しかし、不況となると民間企業は、法律やルールを守れない活動家をきひくしくチェック、縮め出しを強化するようになつた。

そこでねらわれたのが役所や公企業体などである。ここでは「思想信条の自由」を隠れミミにて、たとえ学生時代に逮捕歴があつたとしても、採用の時、身上調査が行われることはほとんどなく、学生時代に過激な行動をしても自由にもぐり込める。こうした役所の本質がまず第一にあげられる。

職場で政治活動をしやすい環境も彼らを「培養」する助けとなつていて、親方日の丸の公務員や学校の先生は、仕事を放り出して活動をつづけても、上司から文句を言われることがない。しかも、休暇を自由にとれ、たとえ逮捕されたとしても有罪が確定するまで「休職扱い」となつて、月々の給料を受け取れる。成田でつかまつた自治体職員のはとんどがいまだに懲戒免職处分を受けていないのは、このためであ

こういうことも新聞に書いておる。事実だと思ひ
る。

お越しいただいておりませんから、長官の方から
これらのことについてもひとつ厳しくまた御指導
願うといたしまして、そこでお伺いたしますけ
れども、まず電電公社にお伺いしたんですが、
例のケーブルの切断事件のその後の調査状況、す
なわち、新聞報道等によりますと、内部の者でな
げりやわからぬということが報道されておりますけ
れども、まだ電電公社にお伺いしたんですが、
が、したがって内部の通報者が絶対的にいるんだ
と、こういう新聞報道が多いわけです。これらに
ついてひとつ簡単で結構ですがお伺いをいたした
いし、もし万一そういう内部通報者がいた場合、
それが判明した場合にははどういうふうな処分をと
ることをお考えになつておるか、現段階で結構で
すが、ひとつお答えをいただきたいと思います。
○説明員(坂部政夫君) いわゆるケーブル切断事
件の犯人が内部であるかどうか、これは目下警察
当局が捜査中でございますし、公社はこれに全
面的に御協力いたしておりますので、後日判明す
ると存じますが、もちろん内部の職員から犯罪者
が出るということは思いたくございませんで
すが、万一出た場合には厳正な処分をいたしたいと
存じております。

昭和五十三年六月一日 【参議院】

たまたいというふうにこれは特に要望しておきます。

そこで、国鉄当局にお伺いをいたしますけれども、国鉄の成田線の問題であります。燃料輸送について労働がやはり順法闘争と言つておりますけれども、完全な違法ストである。これは先般橋高常務理事が、順法闘争は違法か合法ですかとお尋ねしたら、違法だと明確にお答えをいただきましたから違法ストということで私は質問をいたしましたが、違法ストをやっておる。さらにこの五月二十七日でありますけれども燃料列車が立ち往生した、その原因は制御回線が切られておる。これについてもやはりかなり内部事情に詳しい者でなければりやわからぬという新聞報道があるわけですね。これはどうなんですか、やはり内部に通報者がいたということで捜査をされておるんですけどどうですか、承りたいと思います。

し上げしぐれども、やはり新聞報道等によりますと、逮捕された公務員等の管理者が逮捕者の素顔を語つておるわけです。その中に、国鉄の東京西鉄道管理局の総務部長が、今度逮捕された平野は、「3・26事件で逮捕された佐藤と同じ職場で、ふだんから親しかったというので、日ごろから現場管理者がとくに厳しく目を光らせていた。しかし平野は、今回も一ヵ月前からさちんと休暇届を出して休んでおり、休みが終わっても出勤しないので調べたら逮捕されていた。勤務時間外の生活については指導に限界はあるが、同じ職場から過激派」云々と、こうなっていますが、一ヵ月も前から休暇願をきっちり出しておったから安心しておったという意味にものれるんですね、実際に一ヵ月も休暇願を出して休ますというのは、これはどういう理由で休ましたんでしよう。詳しいこと御存じなければ結構ですけれども、ちょっとお聞かせいただきます。

いますかね、出したと。それが二ヵ月ばかりで帰つてきてこんなことを言つたということを聞いておるんです。われわれは、今まで会社側あるいは労働組合幹部にだまされておったと、要するに生産性を上げるためにわれわれは決められた労働時間、拘束あるいは実働何時間か知りませんが、精いっぱい働くことが労働者として当然の義務でありまた責任だと、こういうふうに言われて働いておつたけれども、国鉄の工場へ行つて驚いた。国鉄の工場の職員は一日に二時間か三時間働けばわれわれは労働者としての任務を果たしたと、こう言つておるではないかと、こういう実はうそみたいな話が相当有名になつた事実があるんですね。事実を申し上げますと、これは浜松の遠州製作所から、浜松の国鉄のあれは機関区工場ですか、そこへの出向の事実なんです。これは三年ほど前になりますがね。そういうふうなことが至るところにあるということを、多くの人がもう大分知つてきました。だから、やはりそういうふうな

交代、あるいは三交代勤務等々の勤務の組み合わせでやっていますので、大体前月の二十五日までに翌月分の勤務を一ヶ月分組んでしまうという仕組みになつておりますて、その中に、まあ自分は結婚式があるからとか、あるいはレクでこういうところに行きたいとかいう個人個人の計画を、駅長のところ、まあ実際には助役でありますですが、

いますかね、出したと。それが二ヵ月ばかりで帰つてきてこんなことを言つたということを聞いておるんです。われわれは、今まで会社側あるいは労働組合幹部にだまされておつたと、要するに生産性を上げるためにわれわれは決められた労働時間、拘束あるいは実働何時間が知りませんが、精いっぱい働くことが労働者として当然の義務でありまた責任だと、こういうふうに言われて働いておつたけれども、国鉄の工場へ行って驚いた。国鉄の工場の職員は一日に二時間か三時間働けばわれわれは労働者としての任務を果たしたと、こう言つておるではないかと、こういう実はうそみたいな話が相当有名になつた事実があるんですね。事実を申し上げますと、これは浜松の遠州製作所から、浜松の国鉄のあれは機関区工場ですか、そこへの出向の事実なんです。これは三年ほど前になりますがね。そういうふうなことが至るところにあるということを、多くの人がもう大分知つてきました。だから、やはりそういうふうな服務規程等をもう一度見直してもらって、あるいは見直さぬでも服務規程どおりにやつてもらえればいいわけでありますから、そういう面について十分ひとつ指導を強くお願いをいたしたいと、さらにもうこれは要望しております。どうも何か発言のたびに嵩高常務にいろんなことを申し上げて恐縮ですけれども、大切なことでありますから特にきょうまた要望をおきます。

○井上計君 内部に必ずしも通報者がいなくとも比較的そういうふうな妨害をやりやすいようなと
いうことですから、どうもそう伺うところはえら
い大変なことだなと、これから何が起きるかわから
ぬなというまた不安がさらにな一層強くなるわけ
ですが、やはり内部の問題とあわせてそういう問
題も十分対策をお考えいただかないといけないと
いうふうに思います。

○井上計君 まあいろいろとこういうふうな現在の国鉄、特に国鉄の勤務の状態等についてメスを入れるとこれは際限ないわけですね。三年ほど前かと思いますけれども、ある会社が仕事量が減ったために遊休人員ができた。そこで、国鉄のある機関区の工場に相当数、何百人かを実は出向とい

そこでもう一つ、これは国鉄橋高常務からこの前お答えいただいておりますから、運輸省にお伺いをしたんですが、違法スト等によつてこの二十年來大変な損害を、国鉄もさうに國も國民もこうむつておるわけであります。それについて、いろんな民間側から損害の賠償請求訴訟がなされております。これはさておきまして、そこで五十年の十一月二十六日からの長期間のスト権スト、あれによつての民間側が受けた損害の賠償請求訴訟が各地で幾つか行われておる。その一つに御承知くださいと思いますけれども、愛媛県の青果連の俗に言うミカカン訴訟があるわけですね。金額は五千四百

八十六万円、これが東京地裁に提訴されておるわけですが、これはもう事実そのとおりですからいんですが、その提訴に対し、私の記憶ちよつといま定かでありませんが、翌五十一年の四月か五月であったと思いますけれども、勤労の四国地方の大会でこういう決議がなされたんです。この細かい点若干字句は違うかもしません。要するに愛媛県の青果連はけしからぬと、われわれが長いこと犠牲を払って愛媛県のミカンの輸送を担当してやつておったのにかかわらず、今回のこの訴訟はわれわれの労働運動を妨害をするものだ、だから即時この訴訟を取り下げなければ、自今愛媛県のミカンの輸送は一切拒否する。さらに、それでもなおかつ反省をしないならば、愛媛県産のミカン並びにミカン製品等について、総評大会において不買同盟を決議すると、こう動労四国地本の大会において決議をしたということを運輸省御存じでしょうか。実は、橋高常務理事には、この前これは承知をいたしておるという御答弁を先般いただいておりますが、運輸省どうでしようか。

○政府委員(山地進君) 先般の当内閣委員会の席上におきまして、初めて先生からそのお話を承つたところでございます。

○井上計君 そのときにも申し上げましたけれども、私はこういうことが、運輸省当局は御存じなかつた、御存じなかつた理由もあるとは思います。しかし、国鉄当局が、橋高常務理事は当時承認をしておつたと、こういうことです。私は、少なくともこの決議に参加した人は、先ほどの宣誓書からいって全員やはり处分すべきだと、こう思ふんです。これはいま大変な問題だと思うんですよ。これは民主主義の冒瀆、憲法遵守云々と書いてありますけれども、全く憲法無視もはなはだしいわけですね。そういうことが、ただ単に労働組合のいわば決定である、直接業務に支障がないとか、あるいは労使関係をこれ以上悪化しないとかというふうな遠慮がいろんなことにだんだん高じてくるから、私はやはりこのような公企体の職員、あるいは公務員に、まあいろいろないわば反体

制といいますか、事実上日本を転覆さうそういう過激派の各セクトに入つてこういう行動をすると、いう一因ではなかろうかというふうに考へるんで、荒松長官どうお考えでしよう。いま私が言つたこと、またいろいろとお答えありましたけれども、それらについてひとつ突然で恐縮ですけれども、こういう事実があつたんです、荒松長官。恐らく長官も御存じなかつたと思ひますが、どうお考えでしようか。こういうものさえ見逃してしまつたという、やはり從来の何か甘やかした姿勢といふものについて、大きないろんな問題をさらに方々に派生をさしておる原因だというふうに私は考えます。が、どうでしようか。

○國務大臣(荒松清十郎君) 私、不勉強でございまして、きょう初めて承ることですが、それが事実といいたしますれば大変な問題でございまして、まあどういうふうに処分するかというようなことは私の所管事項でもございませんので言いかねますが、しかし大変な考え方の間違いだと思つております。そういうことがあつたら、大変な、國はつぶれてしまふ、國家の機関は全部だめになる、そういうふうに考えております。そういうことのないよう、まあ政府は努力しなくちやならないと、こう考えております。

○井上計君 どうかひとつ長官、これは私が何も勤労を目のかたきにしてどうとかとか、あるいはそういう労働組合運動をどうとかといふんじゃ全くありません。隣でいま補足発言しようかなんてささやかれておりますぐれども、そういう意味じやなくて、やはり国民全体の立場で考へて、もうこれはいま一つの例ですけれども、大変なことだというふうに当時強く感じましたが、それについて余りどこでも問題が出てこないんですね、だから私全く不思議で仕方がなかつたんですが、こういうふうな事実も過去にあつたと、過去にあつたということとは現在もあるかもしらぬし、これからもあり得るということになると思ひますので、ぜひもう一回につきまして、これはもう何も荒松長官お一人じゃありません。政府全体が大いに心

していただきたい、それについてのひとつ指導、さらにはそういう指導に従わぬ人等については、この服務規程、宣誓からいつても、当然これについては处分の対象になり得るわけでありますから、今後とも大いにひとつお願いをいたしたいと

いうふうに思います。

あと成田事件の解雇者等について、それらの人たちについてどういうふうな、この際懲戒免職に伴ういろんな待遇といいますか、処分をしたか、いろいろお聞きしたいと思っておりましたが、時間がなくなりましたからこれは省略します。た

だ、先日もやはり国鉄の橋高常務理事にも私意見として申し上げましたが、国鉄の共済組合、あるいは電電の共済組合等も同様だと思います。懲戒免職をした者に、退職金はもちろん支給していな

いといふことでありますけれども、退職金をやはり二〇%カットで支給をしておる、二〇%カットはこれは規定であると、こういうことであります。しかし言いかえますと、國に迷惑をかけ、損害をかけて大変な事件を起こして、そうして懲戒免職になった者がわずか二〇%の減額だけで、退職年金をいわば生きている間ずっと受ける、死んだら家族が受けとると、この遺族年金ですね、やはり不合理だと。しかもその本人の掛金分は、若干国鉄と電電と違うかもしだれませんけれども、国鉄の場合には五十三年度ではわずかに本人の負担分は一六・五%である、国鉄の負担金、追加費用が五十三年度は二千五百九十一億円である、そ

うふうなものでめんどう見ておる共済組合の年金を、懲戒免職した者までそういう多くを支給す

ることについては当然問題があるといふことを、

先般橋高常務理事には申し上げました。電電も若干内容は違うかもしませんけれども、まあ同じ

うこと等についても十分ひとつ御配慮いただくよ

うに、これはお答え要りませんが要望しておきます。

次に、農林省に一つお伺いをいたします。

最初に生糸検査の問題であります。先ほど私

のところへも電話がかかつた、荒松長官のことろ

にも実は電話がかかつたと承りましてびっくりしましたが、しかしそういう考へ方がやはりあ

る。そういう考へ方をまずは是正をしていかなくち

ら、つ強力に御指導いただくとして、その後の五十四年度計画になりましようか、その後具体的に生糸検査所の合理化計画あるいは縮減計画等につい

てはお立てになつておられますか、どうですか、ひとつお伺いをいたします。

○説明員(池田達君) 国の生糸検査につきましては、従来から蚕糸、繭業をめぐる諸情勢の変化に

対応いたしまして、検査の機械化と自動化、それから検査要員の縮小、それから検査項目の簡素化、縮小等の措置を講じてその改善合理化に努めてきましたところでございます。今後とも、基本的に

は昨年十二月に閣議決定されております行政改革の方針に沿いまして、検査人員及び組織の縮小、

自主検査の推進、検査の機械化等により國の生糸検査所の改善合理化を図つていく考へでございま

す。

なお、先ほど公務員は必要などきのために構えておればいいというような御発言といいますか、そういう電話があつたというお話でございますけ

れども、私ども、生糸検査所の職員とは生糸検査の合理化につきまして常日ごろ意見を交換してま

っておりますけれども、いま井上先生や荒松長官からお話をありましたような内容につきまして

は、今まで聞いたことはございません。そのよ

うな者はいないものと私どもは信じておりますけれども、もしそのよな考へを持つ者があるとすれば、きわめて遺憾なことであるといふうに私

も存じますので、今後ともそのよなことのない

ようなことが行はれておると思ひますし、そういうことについても十分ひとつ御配慮いたしました。

○井上計君 そこでもう一つお伺いいたします

が、生糸検査所の設備の合理化、近代化等を考え

ておると、こうしたことあります。実は先日、

十八日だったと思ひますが、たまたま神戸に所用

がありまして、先般横浜の生糸検査所は私は実は見に行つたわけです。先般、十八日に所用があ

りまして神戸へ参りましたので、午後の二時過ぎ

であつたかと思いますけれども神戸の生糸検査所

を実は訪問をいたしました。突然の訪問であります

したからまあ当然かと思ひますけれども、全く仕事がないわけですね。ほとんど仕事をしている方

がないわけですね。私はそれを見て感じたことは、職員が大変氣の毒だと、仕事をしたくて仕事がないわけですよ。そこで、いま言われるよう

いふなん合理化をやつておる、考へておる、設備

を云々と言われますけれども、幾ら設備を入れて

も、設備が実は無用の長物になるおそれもありま

すね。だから、人員を減らすために設備を入れる

と言われるけれども、実は仕事がないのですか

も、設備

うふうに思つております。

〔委員長退席、理事原文兵衛君着席〕

○国務大臣(荒松清十郎君) 井上さんの御質問と

農林省の答弁と、少し答弁がおかしかったかと思

うんだがね、輸出生糸なんです、輸出生糸の検査

をするという事なんです。国内の生糸の検査じ

やない。輸出はもう皆無なんです。それを設備を

改良するのどうのって何か——あなた知らないん

だよ、これは。それは井上さんのおっしゃるとお

り横浜も神戸も全然検査していないんです、も

う。それを設備を改良するの何のというのはおか

しいんで、私は以前に生糸の商売をしていました

から本職です。それでいま検査しないんですけど

何も要らないんだ、人間も要らないんだ、それ

は、だからひとつこれは農林大臣とよく話をしま

して、本当に全然遊んでいて氣の毒なんです、仕

事がないんですから。ですから私が農林大臣に

話をしまして早くいまの御質問のようなことにな

いようにしつかりやるつもりです。

○井上計君 荒松長官ね、私はもつと言いたいこ

とたくさんあるんですよ。ただ、おっしゃるよう

に輸出生糸が全くなくなつたけれども、設備があ

り、人員がおるからということで実は国内生糸の

検査業務をやつております、またそれを拡大している

わけです。だから、言い方は悪いですが、必要な

けれども人員がおるし設備があるから、やむを得

ず実は仕事をよそからとつてきてふやしてお

る、そのためコストが高くなるからというんで

検査手数料を今年度から倍に上げたというよ

う、武士の情でおるわけなんですが、長官がそう

おっしゃると、これはむしろ私以上にばかりおつ

しゃつていただくんでもう大いに意を強うします

なんです。ただ、私余り言つているとお気の毒だ

けれども、せひこれは、そこで働いている人のた

めにも私はやはり考えてあげるべきだ、人間仕事

感じがするわけです。

がなくて毎日出勤してとうのは、こんな苦痛な

ことはないと思うんですよ。私は本当に行きま

してそういう感じがしました。だから、職員を責

めようという気は実は毛頭なくなつたんです。む

しろこれはこういうものがあるからやむを得ぬ、

したがつてどうしようかということで存続をし、

存続をしておくために新しい仕事をつくる、むし

ろ行政の監督者、上部の責任だなあと、こういう

感じがしましたので、あえてきょうまた提起をし

た、こういうことでございます。

そこで、生糸検査所についてはこれ以上詰めま

すとまたいろいろと担当課長お気の毒だと思いま

すからもう遠慮いたしておきますが、ついでに今

度は食糧事務所のことについてひとつ食糧庁にお

伺いしたい、これはもう簡単にお伺いします。

一般私も指摘をいたしました。それからまた、

その後いろんな資料もいただきました。ある食糧

事務所の支所ですけれども、実は私行つて直接そ

の支所長等から実は話を聞きました。しかし、聞

けば聞くほど、またその後私のところへいろんな

資料が実は日々から出てまいりました。いろんな

人から、知らぬ人から資料を送つてくるんです

ね、もつとやれ、こんなのもまだだと、それをもう

知れば知るほど実は亞然とするというふうな状態

がいっぱいあるわけですね、これまで仕事をした

くとも仕事がないんだと。そこでいろんな計画

はあります。ここに支所から出した業務の計数、

ずつといつぱり書いてありますね、私ども民間

人の常識でみればこんなものを——この支所は五

十三人ですね、五十三人の人たちがやつておる支

所、しかもこの支所は、これは愛知県の安城とい

うところ、その支所でさえが実はこの程度の仕事内

容しかないということですから、米だけの地域の

食糧事務所、あるいは米がほとんど他の農作物

が余りないというふうな地域にありますところの

農糧事務所の仕事は私は推して知るべしのだとい

うと思いますが、そういう実態等についてぜひひとつ

調査をされまして、今後そういうことにについての

やはり指導をしていただくように、この合理化、

それから縮減計画、簡素化、業務の画一化、それ

から民間へのさらに委託業務をふやしていくとい

うようなことをぜひひとつされるよう強く要望

しておきます。

この問題等については、また別の機会にもつと

詳しくお聞きをしたいと思いますし、さらにもう

一つは、生糸検査所の職員も、あるいは米の検査

官等についても、配置転換、それは非常に困難で

あります。私はいままでのような考え方

があります。生糸検査所の職員も、あるいは米の検査

官等についても、配置転換、それは非常に困難で

て、各省に連絡をいたすことにいたします。ありがとうございました。

（和泉町を表す）和泉 行政改革の全局的な問題をまず長官にお聞きして、それから後、今回の法案に関連をした質問を展開していきたい、このように思います。

ともう過ぎた問題でございますけれども、行管の姿勢として行政改革をどのようにお考えかということでお聞きするわけでございますが、福田内閣の行政改革の流れを見ておりますと、総理が昨年東南アジアの歴訪から帰つてこられて、中央省庁の統廃合を中心と据えて行政改革を断行する、これは八月いっぱいと、こういうような声明があつたわけでござりますが、八月を二日過ぎて九月の二日に行政改革についてその基本方針と要綱が閣議了解をされ、次いで五十二年の十一月二十八日に「行政改革計画(第一次)」というのが行政改革本部決定として発表をされております。その後十二月二十三日に「行政改革の推進について」というのが閣議決定をされたわけでございますが、まあその間に行政管理庁長官の更迭もあつたわけでございますが、これらの流れといふか、政府の閣議決定に至るまでの経緯、その経緯と荒船長官の行政改革に対する決意、これをまずお聞かせ願いたいと思います。

○国務大臣(荒松清十郎君) 昨年の九月ですね、総理が、たとえばエネルギー省の問題だといろいろなアドバルーンが上がりましたが、これはいま考えてみると、まだまだ研究が足りないうちアドバルーンが上がつてしまつたと思つてゐるんです。そういう点につきまして、各省庁の統合ということは行政の根本的な問題でございます。で、いま一番必要なことは、何といつても景気の回復、雇用の問題、まあ雇用の促進をするというような問題等を早急にやらなければいけない、あるいはまた輸出貿易の問題、こういうような問題が急務中の急務であると思うのでございます。したがつて、行政改革がこうのことに対し逆モー

ショーンになるようなことが起こってはならないと思つております。

それから、やらなければならぬ問題はたくさんあります。まず、手っ取り早くできるものからどんどんやつていくというようなことで、昨年二百海里問題ができた農林省を農林水産省にするというような問題、それから中央省庁の課をもつと急速に減らそうじゃないかといううんで五十一を対象に課を減らすことを考えております。それから、地方の出先の支所、出張所等を三、四年の間に千カ所整理をする。国家公務員については御承知のように今後の、まあ去年を起点といたしまして四年間に二万八千人を削減する。それから定年制の導入を決定をいたしました。特殊法人については新たに十四を対象に整理合理化を進める。で、合わせまして、現在やつておるものといたしまして二十一法人を整理統合することでございました。それから、役員の退職金、まあ非常にいろいろな各方面から非難がありますので、まあひとつ退職金は二割減額をするということを決定をしました。それから、審議会四十八を整理統合する。それから、補助金については千四百二十二億円という大幅な整理を行う。まあそういうことを初めといたしまして、許可認可というようなものを合理化いたします。まあこれでいいということじゃございませんが、とにかくこれを実行するための法案を提案をいたしまして、もうすでに御決定を願つたものもございます。しかし、これでいいということじやございません。今後ひとつ税金のむだ遣いをしないように銳意努力していくつもりでござります。ただ、省庁の統廃合という問題、これは行政の根本問題でございますから、慎重にしかも有效地に時代に合うような努力をしていく覚悟でございます。

るにはもう抵抗がある、困難であるということは、さすがの荒船長官も眞情を吐露されたこととありますとおり、過去の歴史が証明しているところです。そこで、このように思いますが、九月の二日の閣議了解の「行政改革に関する基本方針」を見ても、行政経費の軽減ということが一つの目的になつてゐるようでございます。そこで、今回の政府の連の行政改革の目的は、この三つ申し上げた中のどれが一番主なのか、そしてまた、これが実施をされるということで行政経費がどれぐらい節減になる見通しなのか、その見通しについてお答え願いたいと思います。

○政府委員(辻敬一君) 行政改革のねらいと申しますか、目的と申しますか、その中で御指摘のとおりでございます。そのほかに、新しい時代の変遷に応じましたよな行政体制をつくっていくということも大きなねらいであるわけでございます。

そこで、経費の節約の額でござりますけれども、御承知のように、単年度ベースで直接大きめの経費の節減効果を生じるのは、主に補助金整備と定員削減であろうかと思うわけでございます。補助金の整理につきましては、先ほど大臣からも御答弁申し上げましたように、五十三年度におきまして四百二十二億円の節約ということになるわけでございます。そのほか定員削減六千六百人を削減いたしておりますので、それに見合った経費の節約になるわけでございまして、五十三年度だけ推計できます額を計算してみますと約六百億円ぐらいいになるわけでございます。そのほか、たとえば行政機構の簡素化ということにつきましては、直ちに大きな経費の節減にはつながってないでございますけれども、まあ将来にわたりまして経費の節約効果があるわけでございま

すので、そういうものも含めますと、今回の行政改革によりまして相当な規模の行政経費の節減につながる、このように考えております。

○和泉照雄君 去年福田経理が提唱されてからの一連の目玉というのは、先ほどもお話をあつたとおり中央省庁の統廃合、これを自玉に据えたかたということでござりますが、しかし、御承知のとおりの経緯を踏まえまして、中央省庁の再編成問題は一連の閣議決定でも引き続き検討すると、このように少し後退したような表現になつておりますが、そういうことで経理のリーダーシップを疑うということが世間でも言われるところは御承知と思います。

かつて行政監理委員会で、行政改革を阻害するものの原因としては、官僚機構の抵抗、これはもう長官がしばしば言明しておられます、あるいはまた各種利益団体の集団の活動といいますか、それから、行政に対する国民一般の日常の関心不足、この三つを挙げておるようございますが、これ以外にもいろいろあるうかと思ひますが、行政改革を阻害する原因として、先ほど申し上げた中央省庁の統廃合の場合も官僚機構の非常な抵抗ということがあつたということは私たちも十分感ずるわけでございますが、官僚出身でない党人自身の荒松長官としては、こういう抵抗をどのように排除して行政改革の目的完遂のために努力せなければならぬかと、このところの見解といいますか、御決意を御披露願いたいと思います。

○国務大臣(荒松清十郎君) お答えをいたしま

なかなかむずかしい問題でございまして、まあ考えていることはいろいろござりまするけれども、それは確かに、役人の抵抗ということよりも、各省間のいろいろな抵抗がございます。さつきも御質問等がございましたけれども、たとえば地方公務員の問題で、いわゆる運輸省の陸運局の問題にいたしましても、なかなかこれはむずかしい抵抗がありました。これはまあ本当にやつとのことです、実は法律を出すようにいたしました。なお、こ

れからまあいろいろやらなくちゃなりませんけれども、厚生省の問題、労働省の問題、これらについてもなかなか各省間のなわ張りというか、あつれきというか、ありますて、容易でないと考えております。それから、本当に思い切ってやるといふことになれば、まあ大変いろいろ摩擦が起つてきて、それが果たして國のためになるかどうかということもやっぱり研究しなくちゃならない。まあ具体的な話でなくて失礼でございますが、そういう問題があります。

それからなお、いつでも申し上げますが、行政整理が皆さん方各党とも賛成でございます。しかし、これは総括すれば賛成だが、各論になつてきましたと反対が非常に多くなる。おれの方の役所をこう切つてはどうだ、ああ切つてはだめだ、これを整理することはけしからぬということで、決意を持つてやりましてもなかなかむずかしい問題でござります。まあなるべく摩擦の起らぬいで実が上がるようなことをやつていい。そんなことじゃ弱くてだめじゃないか、こういう御意見があるかもしれません、しかし、これも政治でございますからどうぞひとつ御理解を願いたいと思う次第でござります。

○和泉照雄君 中央省庁の統廃合の問題は、これは資源有限時代ということやら、あるいはこういうような低成長の時代でござりますから、國のないだけ経費を縮減をするということで、どうしてもやらないではならぬということで福田総理が提唱されたわけでございますが、いろんな抵抗があつて、無難な方からやつていつた方がいいんじやないかという姿勢に行政改革の姿勢が変わったような感じがするわけでござりますけれども、やはり民間が非常にこういう不況の中で節減を迫られて、いろいろと合理化も進んでおる中で、国だけが安穩としておるわけにはいかないと思ひます。が、長官としては、この中央省庁の統廃合は今後どのようにスケジュールで進めていかれるおつもりなのか。まあ今後引き続き検討するという、先ほども時間の長短の問題がございましたけれど

も、こういう文句だけでそのまま済ませる問題ではないんじやないか、こういうふうに思ひますが、その辺の御見解を。

○國務大臣(荒松清十郎君) 去年アドバルーンが上がりましたのは、エネルギー省、それから住宅省の問題であります。そこで住宅省の問題につきましては、まあ方針は、住宅が必要でございまして、これは急増しなくちゃならないと、こういうことで、そこで建設省と国土庁、これを一人の大臣が行うということであつて住宅省の問題はこれで解決していくようにしたいと考えております。それから、エネルギーというものは大変なことでございまして、まあこれは、やらないかやるかということは、やる方針でひとつ大いに努力をしていかなくちゃならないと思います。それから、いろんな問題等がありますが、なるべく摩擦を起こさないようにしながら大いに前進をしていく覚悟でございます。

○和泉照雄君 昨年の十二月二十三日に閣議決定がされた「行政改革の推進について」、これを見ますと「中央省庁、部局等の改革」の中で、「当面、建設、国土両省庁を一国務大臣が所管することとし、また、対外経済政策を機動的に推進するため無任所国務大臣制の積極的活用を図ることとした」と、このようにありますが、この中で、櫻井建設大臣が国土庁長官を兼務をしておられるところがございますが、先ほども和泉委員から御指摘のございましたように、まず九月の二日に基本方針と、それから要綱とを決めたわけでござります。そこで、この基本方針のつとりまして要綱にいわば肉づけをするという作業をやってまいつたわけでござります。その途中の段階といたしまして十一月の二十八日に、ただいま御指摘になりましたようによく行政改革本部の了承というふうな考えを持つわけでございますが、そこら辺はいかがでしようか。

○國務大臣(荒松清十郎君) きょうはつきり答弁をするとまた問題になりますからなかなか申し上げかねますが、そういうふうに御想像をいただけばそれが結構だと思います。私の考えはいまの御発言のようなつもりでござりますけれども、いかがですかねます。したがいまして、この十二月二十三日の閣議決定は、事務的に決めました十一月のいわば第一次の分のほかに、さらに第二次を含めまして合わせて閣議決定ということにいたしました。

○和泉照雄君 そういうようなことで、審議会の閣議決定した「行政改革の推進について」と、この

問題等の整理というのも、国土庁の方に總理府の方から移つた面も相当多いと思いますので、ひとつそういう方向で前向きで善処していただきたいと思います。

また、同じよう十二月の二十三日の閣議決定で「行政改革の推進について」と、このようになつておりますが、その中身を見ますと、第一次が決定した第一次のものに若干追加事項が加わっておりますが、その中身を見ますと、行政改革本部が決定した第一次のものに若干追加事項が加わっておりますが、その中身を見ますと、第一次が行うということであつて住宅省の問題はこれで解決をしていくよろしくなっています。それから、いざかんくちゃならないと思ひます。それから、いろんな問題等がありますが、なるべく摩擦を起こさないようにしながら大いに前進をしていく覚悟でございます。

○和泉照雄君 昨年の十二月二十三日に閣議決定がされた「行政改革の推進について」、これを見ますと「中央省庁、部局等の改革」の中で、「当面、建設、国土両省庁を一国務大臣が所管することとし、また、対外経済政策を機動的に推進するため無任所国務大臣制の積極的活用を図ることとした」と、このようにありますが、この中で、櫻井建設大臣が国土庁長官を兼務をしておられるところがございますが、先ほども和泉委員から御指摘のございましたように、まず九月の二日に基本方針と、それから要綱とを決めたわけでござります。そこで、この基本方針のつとりまして要綱にいわば肉づけをするという作業をやってまいつたわけでござります。その途中の段階といたしまして十一月の二十八日に、ただいま御指摘になりましたようによく行政改革本部の了承というふうな考えを持つわけでござりますが、そこら辺はいかがでしようか。

○國務大臣(荒松清十郎君) きょうはつきり答弁をするとまた問題になりますからなかなか申し上げかねますが、そういうふうに御想像をいただけばそれが結構だと思います。私の考えはいまの御発言のようなつもりでござりますけれども、いかがですかねます。したがいまして、この十二月二十三日の閣議決定は、事務的に決めました十一月のいわば第一次の分のほかに、さらに第二次を含めまして合わせて閣議決定ということにいたしました。

○和泉照雄君 次に、この十二月の二十三日の閣議決定した「行政改革の推進について」と、この

中身を見ますと、実施のめどを書いたものと実施のめどが全く書いてないもの、この二通りあるようですが、たとえば中央省庁の課、室、官等の整理は、五十三年度以降二年間で実施をすることになっておりますし、また函館、旭川、釧路の行政監察局は五十三年度に廃止すると、このようになつてありますけれども、地方事務官制度の解消については何も書いてないようでございます。そこで、一体この行政改革を全体としていつまでに実現をさせるおつもりなのか、そこらあたりの経緯についてお知らせ願います。

○政府委員(辻敬一君) 今回の行政改革計画策定の経緯でございますが、先ほども和泉委員から御指摘のございましたように、まず九月の二日に基本方針と、それから要綱とを決めたわけでござります。そこで、この基本方針のつとりまして要綱にいわば肉づけをするという作業をやってまいつたわけでござります。その途中の段階といたしまして十一月の二十八日に、ただいま御指摘になりましたようによく行政改革本部の了承というふうな考え方を持つわけでござりますが、そこら辺はいかがでしようか。

○國務大臣(荒松清十郎君) きょうはつきり答弁をするとまた問題になりますからなかなか申し上げかねますが、そういうふうに御想像をいただけばそれが結構だと思います。私の考えはいまの御発言のようなつもりでござりますけれども、いかがですかねます。したがいまして、この十二月二十三日の閣議決定は、事務的に決めました十一月のいわば第一次の分のほかに、さらに第二次を含めまして合わせて閣議決定ということにいたしました。

○和泉照雄君 そういうようなことで、審議会の閣議決定した「行政改革の推進について」と、この

○和泉照雄君　また、この十二月の二十三日の閣議決定で、行政管理庁設置法の一部改正法案が出

の二十三日に行政改革の推進というところで盛り込まれたわけでございますが、この辺の経緯についてお答えを願います。

て、いわばケース・バイ・ケースに検討した結果でございます。

○和泉照雄君 業務を大きく分けますと、行政監察と行政相談と、こういうふうに二つに分けられると見ていますが、行政監査は必ず監視して、行政相談は意見交換をするものと見ています。

○政府委員(辻敬一君) 先ほども御説明申し上げましたように、九月一日の「行政改革について」

月一日に実施に移されるわけでございますが、現在、函館、旭川、钏路の三つの行政監察局では職員の福利厚生を充実化するため、年次有給休暇制度を導入することになりました。

くんではないかと思ひますが、函館、胆川及び訓
中央監察と地方独自で行う地方監察に分かれてい

ると思いますが、廃止後の措置も考えられておられることがありますけれども、行政のサービスを濃厚にしようとすれば機構も定員も多くしなければならない、こういう点がございますが、しかし一方また行政経費の節減ということから言えは、機構も簡素化しなければならないし定員も少なくしなければならないと、こういう要請がございますが、このように行政サービスの水準の確保など地方公務員の整理統合には相反することが起るんじやないかと思いますが、この辺の点についてはどのようにお考えでしようか。

申します閣議了解は、今回の行政改革に関する基本方針と、それから要綱を定めたわけでござります。要綱と申しますと、改革案の策定の方針を決めたわけでございます。そこで、地方支分部局につきましては、「プログラック機関、府県単位機関については、省庁別に見直し、その整理合理化を行ふ。」という要綱になつておるわけでござります。その要綱の趣旨に沿いまして検討いたしました結果十二月二十三日の閣議決定で具体的な措置を定めたと、こうしたことになつておるわけでござります。

員がどの程度いらっしゃるのか、で、これが実施日に七月一日から移されるとなりますと、これらの職員の方々の配置転換が行われると思いますが、これはどうなるのか。地元出身の方もいらっしゃるとは思いますが、家庭の都合等でなかなか他へ移るということが困難なそういうこともあります。だと思いますが、こういう本人の御希望の生かし方などのようなふうにしておられるのか、その辺をお答え願います。

路の中央監察及び地方監察並びに行政相談の件数の最近の動向、これについてお答え願います。

○政府委員(佐倉尚君)　ただいまお尋ねの中央計画監察、地方監察、行政相談でござりますけれども、まず中央計画監察等を特別に申し上げます。函館が中央計画監察等四本、旭川が三本、釧路が四本、これは五十一年度でございます。五十二年度は、中央計画監察等函館が五本、旭川が四本、釧路が四本。それから地方監察、これは地方局で独自に計画しましたものでございますが、五十一年度が函館、旭川、釧路の順に五本、五本、四本、そしかつ五十二年度がそれぞれ二本、三本、

その過程におきまして、ただいま御指摘のように行政サービスの問題があるわけでござりますけれども、私どもいたしましては行政サービスの低

は、行管のほかにも大蔵省、農林省、郵政省の関係がござりますけれども、県単位の機関で三ヵ所も一遍に廃止をするというのには行管だけでございますが、これはまずみずから身を正すということ、隗より始めよということでおやりになつたのか、その辺の理由といいますか、どういうわけで行管の方が三ヵ所も廃止をするということに踏み切ら

関係を中心いたしました分室を三つ設置することになるわけでございます。これを具体的に人員の配置その他について申し上げますと、現在の三つの地方局に配置されておる職員は四十四名でござります。この四十四名のうちで、この分室に配置されるのはそれぞれ九名ずつでございますから二十七名と、こういう形になるわけでございま

下になりませんようにできるだけ配慮をいたしたいと、またいたしているつもりでございます。たとえば、ただいま御指摘の私どもの出先の問題につきましても、そのそれぞれございました函館、旭川、釧路に分室を設けるということをいたしておおりまして、行政サービスの低下にならないよう配慮している次第でございます。

○政府委員(辻敬一君) 先ほど御答弁申し上げましたように、地方支分部局の整理の問題につきましては、社会経済情勢の変化、あるいは交通手段の発達、そういう要素も考え合わせながらケース・バイ・ケースに検討してまいったわけござります。その結果、ブロック機関につきましては

す。あと行政監察の関係は、御存じのように、札幌にございます管区の監察局に引き上げるわけでございまして、監察関係の要員といたしまして十名は札幌に移るわけでございます。したがいまして、四十四名のうちで三十七名が北海道管区あるいは分室に配属されると、そういう形になります。したがって、今回の三局の整理の結果七名となります。

○和泉照雄君 今回のこの提出された法案について細かい点についてお尋ねいたしますが、今回の行政管理庁設置法の改正案の内容は、函館・旭川、釧路にある行政監察局を廃止をして、北海道管区行政監察局に行政相談部を置くと、こういう趣旨のものでございますが、このことは昨年の九月の二日の閣議了解した行政改革に関する基本方針の要綱にも全然ございません。そして、十二月

は、御承知のように農林省の營林局四局を整理統合するわけでございます。それから漁業調整事務局一局でございます。それから、府県単位機関につきましては、ただいま御指摘がございましたけれども、行政管理庁の地方行政監察局三局、大蔵省の財務部二部、郵政省の地方郵政監察局支局二局を整理することにいたした次第でございまして、いずれも、それぞれの業務の実態に即しまし

いうのが実はその候補として出てまいるわけでござります。そういうたそれぞれ北海道に配置が決まる所をするととか、あるいは分室に残る方とか、あるいはそういうた残りの七名の方々のこれから処置の問題でござりますが、できるだけそういう職員の方々の御意向も伺いながら摩擦のない形で対処をしていきたいと、こういうふうに考えておるわけであります。

○和泉照雄君 今回函館、旭川、釧路に、監察局が廃止をされてそこに分室が置かれ、分室には九名の職員の方が配置をされるようでござります。これは北海道の場合には管区だけでござりますけれども、それぞれ三百七件と百五十二件、こういう数字が手元にございます。細かな数字を申し上げましたけれども、以上のような数字が出ております。

が、これはやっぱり、監察と行政相談という仕事の内容について若干説明してください。

○政府委員(加地夏雄君) 分室の業務を申し上げますと、やはり一つは行政相談関係でございます。これは今回提案申し上げております承認案

件の主たる部分でございますけれども、監察業務については札幌にございます管区に引き上げの形になるわけでございますが、行政相談は御承知のように市町村の住民サービスの問題がございますので、やはり現地で相談関係のサービス業務をやらざるを得ないということで、分室の主力業務はそういった行政相談に置いてございます。ただ、監察の関係で申し上げますと、これはやはり今後は札幌にござります管区が中心になって監察をやっていく、こういう形になるわけでございます。したがいまして、それぞれの分室に配置されている職員の一部は、そういうふうに推測せざつて行う監察のいわば補完的な役割りとか、あるいは情報の収集を図ると、こういう形でいわば補助的な機能を果たしていくと、こういうふうに考えているわけでございます。

○和泉照雄君 そこで、監察の方の業務が北海道管区の方に引き上げられてきて補完のということになりますけれども、何となく監察の業務が少しおろそかになるような、そういうような気持ちがするんですが、そこらあたりはいかがでしょうか。

○政府委員(加地夏雄君) 御指摘の問題でござりますが、この北海道の三局を廃止する場合に、御指摘のような点についてはわれわれも十分検討いたしましたが、とともに北海道の三地方局を廃止をいたしましてこれを管区に吸収する考え方は、北海道の行政監察の実態を十分検討いたしまして、管区が中心になつて一体的にやつても行政監察の効果を減殺するわけにはならない、こういう判断をしたわけでございます。いままでのそういう業務の実績からまことにましても、たとえば中央監察あるいは地方監察をとりましても、管区が中心になりましてそれ

ぞれの方局と一体的にやつていく、こういう形場合があるわけでございまして、その点は心配であります。

○和泉照雄君 今回北海道の管区を、行政監察局を三つ減らしてそこに分室を置いてと、こういうことになりますと、地方自治体の体系からいくと

一ヵ所でございますが、「委員長退席、理事原文兵衛君着席」

九州とか四国は、四国の場合は松山に管区監察局がございます。九州の方は福岡にございまして、各県に一ヵ所ずつ監察局があるわけでございますが、そうなりますと、将来九州、四国もこの北海道形式にしていくようなそういう考え方があるんじやなかろうかと、こういうふうに推測せざるを得ないわけでございますが、そこらあたりはいかがでしようか。

○政府委員(加地夏雄君) 先ほどから申し上げておりますように、この北海道の三局を廃止する考え方の基本となりましたのは、行政監察の実態を十分分析した上でございますが、御承知のように行政監察の仕事というのは、中央から流してまいりますいわゆる大規模の中央監察、それから地方で行います地方監察がございます。それらをそれ

ぞれの局でやってまいるわけでありますけれども、現実の監察の対象と考えますと、これは国の出先機関と、それから地方自治体でございますが、そういう監察の実態からいきますところが、そういう監察の実態からいきますと、むしろ最近は都道府県あるいは市町村といつた自治体を対象にする監察業務が非常に多くなっているわけでございます。そこで行政監察の仕事

がどうしてもそういう現地の、都道府県なら都道府県の現地にありまして、そういう実情を十分受け付けて、必要があつせん、解決を促進す

るという作業でございますが、確かに幅広くかつ深い専門的知識が必要でございますが、個々の職員の質の向上を図りつつ、業務運営の方法の合理化、こういうものによって、少ない職員で監察業

ので、御指摘のようによります。また行政監察の管区に吸収するよなことは全然考えていないわけでございます。

○和泉照雄君 これは、行政管理庁というところは五十二年度末で職員の方々一千四百七十二名、人、県単位の機関である行政監察局では二十人前後でございます。こういう人員の配置等から、これで一体行政監察が十分できるのだろうかという疑問をはさざるを得ないことも事実でございますが、かつて行管長官であった人が、県単位の行政監察局を全部やめて管区行政監察局に集中してしまおうという案をお考えになつたことがあるや

うで、全国組織を持つ官庁としてはきわめて小さな役所であるということは御承知のところでございますが、管区機関である管区行政監察局でも四、五十人、県単位の機関である行政監察局では二十人前後でございます。こういう人員の配置等から、これで一体行政監察が十分できるのだろうかという

疑問をはさざるを得ないことも事実でございますが、かつて行管長官であった人が、県単位の行政監察局を全部やめて管区行政監察局に集中してしまおうという案をお考えになつたことがあるやうで、違いましょうか。いまの御質問に対する回答をはさざるを得ないわけでございますが、かつて行管長官であつた人が、県単位の行政監察局を全部やめて管区行政監察局に集中してしまおうという案をお考えになつたことがあるやうで、違いましょうか。いまの御質問に対する回答をはさざるを得ないわけでございますが、いかがでしようか。

○政府委員(加地夏雄君) 先ほどから申し上げておりますように、この北海道の三局を廃止する考え方の基本となりましたのは、行政監察の実態を十分分析した上でございますが、御承知のように行政監察の仕事というのは、中央から流してまいりますいわゆる大規模の中央監察、それから地方で行います地方監察がございます。それらをそれ

ぞれの局でやってまいるわけでありますけれども、現実の監察の対象と考えますと、これは国の出先機関と、それから地方自治体でございますが、そういう監察の実態からいきますところが、そういう監察の実態からいきますと、むしろ最近は都道府県あるいは市町村といつた自治体を対象にする監察業務が非常に多くなっているわけでございます。そこで行政監察の仕事

がどうしてもそういう現地の、都道府県なら都道府県の現地にありまして、そういう実情を十分受け付けて、必要があつせん、解決を促進す

るという作業でございますが、確かに幅広くかつ深い専門的知識が必要でございますが、個々の職員の質の向上を図りつつ、業務運営の方法の合理化、こういうものによって、少ない職員で監察業

務の遂行に十全を期している次第でございます。それで、国の出先ばかりでなく、國から都道府県あるいは市町村、地方公共団体に委託されている

業務及びその補助にかかる業務、こういうものも当然拝見いたします。それで、先ほど官房審議官の方から申し上げましたように、都道府県単位にはやはり地方行政監察局を置くことが必要であるうと、いうふうに考えておるわけでございます。

○和泉照雄君 これは、行政管理庁というところは五十二年度末で職員の方々一千四百七十二名、人、県単位の機関である行政監察局では二十人前後でございます。こういう人員の配置等から、これで一体行政監察が十分できるのだろうかという

疑問をはさざるを得ないことも事実でございますが、かつて行管長官であつた人が、県単位の行政監察局を全部やめて管区行政監察局に集中してしまおうという案をお考えになつたことがあるやうで、違いましょうか。いまの御質問に対する回答をはさざるを得ないわけでございますが、いかがでしようか。

○政府委員(加地夏雄君) 先ほどから申し上げておりますように、この北海道の三局を廃止する考え方の基本となりましたのは、行政監察の実態を十分分析した上でございますが、御承知のように行政監察の仕事というのは、中央から流してまいりますいわゆる大規模の中央監察、それから地方で行います地方監察がございます。それらをそれ

ぞれの局でやってまいるわけでありますけれども、現実の監察の対象と考えますと、これは国の出先機関と、それから地方自治体でございますが、そういう監察の実態からいきますところが、そういう監察の実態からいきますと、むしろ最近は都道府県あるいは市町村といつた自治体を対象にする監察業務が非常に多くなっているわけでございます。そこで行政監察の仕事

がどうしてもそういう現地の、都道府県なら都道府県の現地にありまして、そういう実情を十分受け付けて、必要があつせん、解決を促進す

るという作業でございますが、確かに幅広くかつ深い専門的知識が必要でございますが、個々の職員の質の向上を図りつつ、業務運営の方法の合理化、こういうものによって、少ない職員で監察業

○政府委員(辻敬一君) ただいま御指摘のございましたように、大蔵省財務部のうちの一部、それから郵政省の郵政監察支局二局につきましては、五十三年度に廃止をするわけでございます。私どもいたしましては、できる限り早期に整理をいたしたいと考えておるわけでございます。

○政府委員(辻敬一君) ただいま御指摘のございましたように、大蔵省財務部のうちの一部、それから郵政省の郵政監察支局二局につきましては、五十三年度に廃止をするわけでございます。私どもいたしましては、できる限り早期に整理をいたしたいと考えておるわけでございます。

○政府委員(宮原翠君) ただいま行管局長の答弁によ

なりましたように、私ども閣議決定の趣旨に沿いまして、五十三年度中に一財務部を整理すべく準備をしております。北海道にあります財務部のうち、小樽財務部を五十三年度中に整理をいたしたいという考え方でもつていま準備を進めておるところでございます。

○説明員(塙谷稔君) 郵政省関係について申し上げますが、ただいま行政管理局長も申し上げましたとおり、私ども地方調査監察支局二局をなくしますと、いままでやっておりました監察支局の業務をどういった形でカバーしていくか、いろいろ検討することが多々ございまして、目下それを一生懸命やっているところでございますので、成案を得次第実施いたしたいと考えております。

○和泉照雄君 行管長官にお尋ねをしますが、去る三月七日の日本経済新聞によりますと、住宅省、エネルギー省の実現は困難なところから、その代替として経済企画庁、科学技術庁、国土庁、行政管理庁など総理府の外局となつてゐる官庁の総合調整機能を再検討して、その一環として、総理府の人事局、人事院の実施事務を行政管理庁に吸収すると、このような報道がなされておりますが、実際問題として、こういう案が考えられ、実現していくと見ていいのかどうか、この辺のこところの長官の考え方についてお聞かせ願いたいと思います。

○政府委員(辻敬一君) ただいまお話をございました三月七日の日本経済新聞の記事でござりますが、私どもといたしまして、そのような案をまとめたことはございませんし、まして発表いたしたことではないわけでございます。機構、定員の管理の仕事と人事、給与の管理の仕事、これは密接な関係があるわけでございまして、ただいまの所管でまいりますと、機構、定員は私ども行政管理局、人事、給与の問題につきましては人事院、人事局、大蔵省等に分かれている、そのことは事実でございますが、ただいま私どもといたしまして特に具体案を持つてゐるということはございません

○和泉照雄君　じゃ最後になりましたが、公益法人の問題についてちょっとお尋ねをしておきたいと思いますが、科技庁の方来ていらっしゃいますね。

最近新聞等で、たしか五月八日に、あなたのところの科学技術庁の関係の指導監督下にあります公益法人海洋開発技術研究所の設立許可を取り消しをした、このような新聞記事がございますが、この新聞に載った記事のとおりなのか、少し詳細に、その点を敷衍して御説明を願いたいと思います。

○政府委員(園山重道君)　先生ただいま御質問の社団法人海洋開発技術研究所でございますが、御質問のように、先月五月八日付で設立許可の取り消しをいたした次第でございます。この件につきましては、一昨年でございますか、不渡りを出しまして銀行取引停止といったような醜聞がございました。その後、この法人の自主的な再建の可能性ということにつきまして私ども見守っておつたわけでございますが、再建の見通しがございませんし、いろいろ、最近に至りましては事務所がなくなってしまうというようなこともありますので、この際取り消しに踏み切ったところでございます。

○和泉照雄君　行政管理庁長官にお尋ねをしますが、この公益法人が、自体の設立の目的に沿ったそういう活動をしておるかどうかということは、これは行政管理庁の所管事務だと思いますが、そういう立場から、この新聞報道の海洋開発技術研究所の設立許可が取り消しをされたということは御存じでございましょうか。

○政府委員(佐倉尚君)　公益法人の監督につきましては、まず第一次的には各省庁、その公益法人を認可をされました各省庁がその監督をしているわけでございますが、私ども監察局の方では、四十六年にその行政監察を実施したことがございます。その結果を踏まえまして四十六年十二月に各省庁に対し勧告をしたこととございます。それで、引き続きまして昭和四十六年の十二月に、各

省庁の文書調査部会議の申し合せによって、公益法人監督事務連絡協議会というものがつくられておりますが、これは総理府の管理室の方で世話をしている協議会でございますが、そこで改善案をいろいろと協議し、これを推進しているわけでございます。

以上のように、監察の効果としては、全般的に見てまあ上がっているのではないかと私は考えておりますけれども、当面行政管理庁としましては、各省庁の措置を見守つているわけでございますが、当然こういう公益法人の問題につきましては、いろいろな問題がござりますので、いま申し上げましたように、見守りながら、なお検討を加えていきたいというふうに考えております。

○和泉照雄君 この公益法人の問題については、過去に衆参両院で、予算委員会あるいは決算委員会で相当問題になって、たしか一九七三年に当時の佐藤総理の命によって行政監察局の方でいろいろと総点検をされて、その結果においていろいろ会議をお持ちになつて今日に至つておるという経緯は存じ上げておりますけれども、結局この海洋開発の技術研究所、科学技術庁の指導下にある公益法人でございますけれども、四面海に閉まれた日本としては、海洋開発ということはこれは大いに心して発展をさせなければならない、そういうような私は仕事ではないかと思いますが、ところがこの公益法人がとんでもない公益法人であった。これはもう長官も御存じだと思いますけれども、この新聞が、五月の八日で九日の朝新聞が出ましたら、早速私のところに電話がございました。なぜか会つていろいろお話をしたいという方がございました。で、いろいろお話を聞いてみたら、まずこの海洋開発技術研究所は科学技術庁の政府機関であると、こういうことを言っておるんですね、そして会長がその当時郵政大臣であると、そして政府機関である。それから、ちょうどその当時、鹿児島県の上甑村といふところに潜水学校をつくるうということでプレハブが建てられておったわけでございますが、その予想図を写

眞に撮つてパンフレットをつくつておりました。また、入学案内というのにもそういうのがつくられておつて、そういうものを見せられて、こういふうなやつができるんですよと、会長は郵政大臣ですと、そして政府機関で、船舶振興会から五億円補助、科学技術庁から補助金が十五億円出ますと、こういうようなふれ込みで來たというわけです。だから、まるまる自分の財産約九千五百万を詐欺にかかつたような状態で詐取をされたと。非常に、そういうようなことをおやりになるものですから、いろいろなテクニックの中に寄付行為とかいろいろ入られておつたらしくて、ことしの初めごろその役員の方々は召喚されていろいろ警察当局にも調べられた、そういうようなこともあつたようでございますが、そういうようなことがあって、被害は、新聞には一億ないし二億の手形乱発というような見出しでございましたけれども、十億ぐらいあるんじやなかろうかと。そして不動産の當利行為をしてはならないという公益法人でありますながら不動産の売買らしいことを、未遂であつてもある不動産会社に行つて四十億ぐらいの取引をやろうとして、手形で、それは未遂に終わつたといふようなこと等もいろいろ聞かされました。そういうことで、公益法人ということとどこどこの省庁の許可を受けて設立をしたといふことになりますと、そういうようなことで、もう付属機関を通り越して政府機関だというような、そういう詐称するような、これはもう質問な団体かもしれないが、そういうことでこの問題が起つたわけでござりますが、それで中央の関係の省庁の監督指導下にあるそういう公益法人を、もう一回ございますから、閣議等で總理に意見具申をされ各省庁の責任において総点検をするということを、長官も閣議の構成員の一人でございまするのを、そこで中央の関係の省庁の監督指導下にあるそういう公益法人を、もう二回で、そういう所管事務に非常に関連のあることでございますから、閣議等で總理に意見具申をされると、そういうことをやりになる決意はございませんか。大変に国民が迷惑をしておるわけでござりますし、そしてまた、地方公共団体も二ヵ所ほど大変迷惑をしておるわけでござります。

○政府委員(佐倉尚君) ただいまのお話、先ほど申し上げましたように、総理府の管理室が現在各省の連絡及び協議の世話をやっているわけでございます。それで、私ども行政管理庁の立場としては、ただいま先生御指摘のように、具体的な海洋科学技術研究所につきましては大体そのよう承知しておりますし、またこれを科学技術庁が認可を取り消したこと自体も、これは措置としては当然だろうというふうに考えておるわけでございませんが、こういうような公益法人を全面的に見直すという必要は、検討することは必要であろうと考えております。ただ、いま申し上げましたように、各省庁がまず第一に措置をし、さらにその協議会において総理府の管理室が取り扱っておりますので、そちらとよく協議してどのようになりますか研究したいと存じております。

○和泉照雄君 行政管理庁の所管事項でございま

すし、それに関連して国民が大迷惑を受け、地

方自治体も迷惑を受けておるわけでござります

で、総理府の関係ではあったとしても、あなたの

方も一回そういうような総点検をおやりになつた

経緯もあるわけですから、行管庁長官が閣議の席

でそういうことをちゃんと各省庁に、総理の方に

意見具申されて言つてもらうということも非常に

大事じゃないかと思うんですが、その辺のところ

を御説明願いたいと思います。

○國務大臣(荒松清十郎君) 私は勉強が足りない

のかそういうことを聞いたこともないんですが、

いまのお話ですと非常な気がわしいものであります

まして、そういうものがあるといいたしますれば、

閣議で発言をいたしまして許可しないようにいた

します。

○和泉照雄君 これは科学技術庁の局長が、もう

一から十まで全部知つておるわけでございますか

ら、事情聽取をされて、許可をするんじゃなく

て、もちろん許可をしちゃなりませんけれども、

いままでの連中がそういうような詐称し、詐欺

まがいの行為をしちゃならぬので、総点検を各省

でいま一遍厳しくやるべきであるという、そう

申しあげましたように、総理府の管理室が現在各省の連絡及び協議の世話をやっているわけでござります。それで、私ども行政管理庁の立場としては、ただいま先生御指摘のように、具体的な海洋科学技術研究所につきましては大体そのよう承知しておりますし、またこれを科学技術庁が認可を取り消したこと自体も、これは措置としては当然だろうというふうに考えておるわけでございませんが、こういうような公益法人を全面的に見直すという必要は、検討することは必要であろうと考えております。ただ、いま申し上げましたように、各省庁がまず第一に措置をし、さらにその協議会において総理府の管理室が取り扱っておりますので、そちらとよく協議してどのようになりますか研究したいと存じております。

○和泉照雄君 行政管理庁の所管事項でございま

すし、それに関連して国民が大迷惑を受け、地

方自治体も迷惑を受けておるわけでござります

で、総理府の関係ではあったとしても、あなたの

方も一回そういうような総点検をおやりになつた

経緯もあるわけですから、行管庁長官が閣議の席

でそういうことをちゃんと各省庁に、総理の方に

意見具申されて言つてもらうということも非常に

大事じゃないかと思うんですが、その辺のところ

を御説明願いたいと思います。

○國務大臣(荒松清十郎君) 私はまだ不勉強で聞

いたこともないんです、それは、不勉強でそ

ういう問題があつたということを聞いておりません

が、よく研究いたしまして適当な措置をとること

にいたします。

○和泉照雄君 最後に科学技術庁の方にお尋ねを

しますが、大変な被害者がおるわけで、あなたの

方で設立許可の取り消しをしたということで、後

は清算人の選出というようなこと等で裁判所に移

行されるかもしれませんけれども、あなたの方の

指導監督が不行き届きであったということで、そ

ういうことが起こつておるわけでござりますか

任を持つべきだと思いますが、御見解をお聞かせ

願いたいと思います。

○政府委員(園山重道君) 先生御指摘のよう

に、当庁所管の法人がこういったいろいろな問題を起

こしまして、ついに取り消しをせざるを得ないと

いう事態になりましたことは、まことに私どもと

いたしましても遺憾に存じておる次第でございま

して、これを今後の教訓といたしまして、先生た

だいま御指摘のような公益法人の監督につきまし

て遺漏のないようにいたしたいと思っておりま

す。

○和泉照雄君 しつかり向こうと連絡をして、あ

なたたちも目の届かないところもあるかもしれま

せんけれども、これは本当に大変な法人でござい

ましたので、向こうの地方公共団体の方も大変苦

しこりありますから、できるだけそういうよう

アドバイスを積極的にやっていただきたい、この

ことを要望しておきます。

○和泉照雄君 去年の十二月のいろんなマスコミ報道

を振り返つてみると、ちょうど行政改革について

の閣議の方針が打ち出された直後あたりの報道だ

と思うのですが、荒船語録というのがあります

ね、あなたの。今度の行革はどうですかといふ

恐らくそういう質問に対する長官のお言葉だろう

と思うのだが、「いい枝ぶりだ。幹もある」、こう

いうふうなことをあなたはお述べになつてある。

お忘れかもしれない。ところが、読売新聞はそれ

を受けた形で五十二年の十二月二十三日のかなり

大きな記事の見出しに、行革を評して「小枝折つ

て幹切らず」、こうぱつとうたつてゐるんですよ。

あなたはお立場上、枝ぱりもいいし幹もある、両

全相まってすばらしい、こういう意味のことを見

る、荒

松語録は述べている。読売はもうすぱり、払つた

のは小枝だけ、大もとには触れていない、こうい

う意味のことをばつと表現している。それは皆

さんにしてみれば、今度は人々に取り組んでかな

り包括的に本格的に方向を打ち出した、高い評価

をいただけるでしょうとおっしゃりたいだらう

が、やっぱりわれわれ並びにマスクの目からこ

れを見ると、かなり突き放した評価をせざるを得

ない。評価といつても限定的、たとえば例の地方

事務官制度の中では、運輸関係の一部、厚生と労

働は二年たつてつくりというふうな、あるいは

許認可って、一万件もあるのに今回わざくに千

二百四十事項といえば一割強ではないのか、しか

もこれは小枝の部分に当たるいささかの改革では

ないのか。特殊法人にしたって、すでに閣議は五

年十二月に決定方針を打ち出しているわけなん

だけれども、それをお待たせしました二年半、こ

れからおもむろに手をつけます、こういう感じ

万事がこうなんですね。補助金についても、年

間十三兆円、負担金もあれば交付金もあれば補給

金もある、委託費さえ含んで大体十三兆円だと思

いますけれども、その中で一休補助金について

も、かみそりでどこか端々を切りそろえたかもし

れないけれども大切なは振るわれていない、これ

が私の率直な把握です。読売新聞はまことに簡明

直截な見出しだと私は思つていて。

そこで、本論はやがて皆さんと交わし合いたい

と思ひますけれども、最初に細かい問題をちよつ

と伺つておきたいんですよ。皆さんからいだい

た審議会一覧の資料、これ細々していますので全

部は引用できませんけれども、この二百数十の審

議会を大体行管としては精細にチェックされてお

りますか。たとえば、これだけ審議会があるの

に、年に総会を開いていない、ゼロ回だというの

が六十六もあって、申しわけのように一回だけと

いうのが八十二、春秋ちょうど一回ずつで年に二

回というのが三十一、そうすると、全然総会も開

いていないというのが全審議会中の二六・九%、九

それから一回だけ、申しわけ、済みませんという

一九

のが三三・四%、辛うじて二回、滑り込みセーフ

二を合わせたら七二・九%，ほとんど七割三分が
閑古鳥が鳴いて開店休業、看板は上がっています
が知りませんと、こういう感じになつていてるんで
すよ。これが審議会なるもののいわゆる内実。し
かし、これは行管としてはどうしようもない、各
省庁の問題でありましてコードィネーターたる私
どもが口をはさむべきいわれも権限もありませ
んといふいたらなんでしょうか、辻さん。

○政府委員(辻敬一君) 審議会の活動状況につきま
しては、私ども把握をいたしているつもりで
ございます。そこで今回、先般成立していただ
きました法律案をおきましては、社会情勢の変

に伴い必要性が低下したものでございますとか、ただいま御指摘のございましたよう活動の不活発なものの廃止いたしますとか、類似などを統合いたしますとかいう措置をとらなければ、根本情勢の変遷によるものであります。そこで、全体で四十八を対象に整理統合する目的とする審議会もあるわけでございます。ただいま御指摘の中では、不活発なものの廃止いたしますとか、類似などを統合いたしますとかいう措置をとらなければ、根本情勢の変遷によるものであります。そこで、全体で四十八を対象に整理統合する目的とする審議会もあるわけでございます。こういったときに審議会につきましては、たまたまそういうときには、たまたまそういうときに事案はなかった、しかし制度の仕組みが必ずしも活発でないものの中には、不服審査を行なうべきでございますので、活動実績がないから直ちに廃止するというわけにはいかないものの中にもござります。そこで、そのうち十二名が関係各省庁の事務次官で構成しておった。とかくこれは目立ちますわね、幾何でも。それで今度はこれが国土審議会に統合されると、統合ということになつているのだが、

そうすると委員の構成その他はどう変わったんですか、また変更されました。

○政府委員(辻敬一君)　今回の審議会の整理統廃合以外のもう一つの柱が、御承知のように委員構成の改善合理化ということでございまして、審議会の審議がいわゆる行政の隠れみになつてはいけないわけでございます。極力民間有識者を中心とする体制にいたしたいという趣旨で、まず行政機関の職員につきましてはできるだけ排除する。それから、大臣長制あるいは事務次官や長官が会長になつております制度、そういうものにつきましてもやめられるものはやめていく、こういう措置をとつたわけでございます。その中で、ただいま印旨通りございまして准易辰辰付便答覆まで

ござりますけれども、これは今般統合をいたしましたがでございます。そこで、統合を行います審議会につきましても、その統合の過程でただいま申し上げたような改善措置をいたしているわけでございます。したがいまして、離島振興対策審議会を統合いたしまして成立をいたします国土審議会におきましては、関係行政機関の職員は除外するということにいたしております。

○栗豊君 これはかなり皮肉な、日本の専門家、たとえば行政法学者、あるいは憲法学者等々を含めて、そういう専門的な学者とか、あるいは歐米の行政法の泰斗あたりも、よく日本へ研究に来て一様に言っていることは、日本の行政機構と審議会の関係というのは、これはもう持ちつ持たれつというか、応援団ね、あるいは支持機関。日本のマスコミは、常套語として、隠れみの、ぼくもニュース時代はさんざんそういう言葉を使つたけれども、いまもその実態は何ら質的な変化を遂げていない、昔のままという印象を変えられないのだけれども、しかしどうですか、これをもつて審議会の改廃、再編、統合、これはもう終止符だ、来るべきところへしばらく尽くしたのだというふうな認識はよもや行管さんは持っていないんでしょうね。ならば、これから審議会の再編統合というのはどういう重点でなすつていくのか、方向として

それはお考えにはなつていらっしゃいますか。

(政府委員(近藤一君) 今回の審議会制度の改正に当たりましては、現存する審議会二百四十六を全般的に見直しまして、先ほど申し上げましたように、一つは整理統合する、一つは委員構成の中身を改善合理化いたしまして、ただいま秦委員から御指摘ございましたが、行政への民意の反映と申しますか、あるいはまた専門的知識の導入と申しますか、そういう審議会本来の目的にふさわしいようなあり方に改めるということをやつたつもりでございます。したがいまして、今後とも必要に応じましてももちろん検討いたしてまいるわけですが、ございますけれども、さしあたり次のステップでこういふ対応をする二つ十回までございまつて

円近くもあるというふうに言われているんですねよ。

ねたから、これはかなり前の時点をもうどう検定がなされてその金額になっていると思うんですね。この現在の時点で、そういう補助金というふうなものが一体適応性、妥当性あるいは今日性を持つているのかどうか、見直すおつもりはないのか。一万円未満の補助金を、恐らく数百枚の手書き類をそろえて、振り仰いで、しかも数カ月たつておりてくる、こういうことで一体補助金としての実効性ありますかね。

○政府委員(佐倉尚君) 私どもがやりました補助金の事務手続の問題でございますが、確かに先生おっしゃるように、私どもとしましては補助金の項目が多く、書類も複数あること、つまり

○秦豊君 今度発足した行政監理委員会がたしか
第五期ですね、市川さんが入られて、稻葉さんと一
緒に手続を担当するので、その点をいろいろ指
摘したわけでござりますが、おっしゃるように零
細補助金につきましては、やはりこれは全体の手
間等の効率から見て余り効果がないかもしれません
すが、財政当局によりますと、五十三年度の場合
には、都道府県、これ改令都市を含めまして三百
万円、市町村大体三十万円というような線で切り
まして、これについていま申し上げましたように
五十三件の零細補助金の廃止または統合を行つて
その零細性の解消を図つたというふうに聞いてお
ります。こういうことは財政当局がまず考えるべ
きことでございまして、私どもがやりましたのは、
先ほど申し上げましたこの事務手続の問題でござ
いますが、確かに先生御指摘のように、事務手続
の面から見ましても、余り零細性の強いものは、
その事務の煩瑣な割りに効果がないというふうに
は考えておりますので、今後とも行政管理庁とし
ましては、その零細補助金の整理合理化について
は必要に応じて推進していくたいと、こういうふう
に考えております。

八木さん。それで六人制で六人委員会なんだけれども、これは私、荒船大臣ね、あなたに前から伺おうと思つておつたんだけれども、アメリカには非常に独立性が強いし、もうとにかく相当な権能を与えられて鋭い実績を上げた時期があると。行政監理委員会を考えた場合、あなたが委員長ですよね、今度、だから行政改革を考える場合に、まず隗より始めよで、あなた自身が統括していらっしゃるその行政監理委員会からまず手をつけるべきではないかというのが私の意見なんですが、まず申し上げたいことは、やはり長官が同時に委員長であるというあり方よりは、もつと客観的に、行管とは距離を置いて独立性を高めるという方が、あなたに対する客觀性が強まるし、そこで練られたものが行政管理庁に対するインパクトの度合いも当然強くなる。むしろ、せめて、公正取引委員会がありますよね、あれに類似の距離感、通産や大蔵に対し。こういうことは基本的に長官お考えになつていらつしやらないですか、どうでしょうか。

ついての問題でございますが、私どもが伺つておりますのは、この行政監理委員会が扱う問題は、当然政府全般を通じた行政改革の問題であるとか、そういった問題でございますので、つまり、特定の一省庁の問題じゃなくて政府全体の行政改革の問題を扱うんであるから、そういういた問題は、現実にはやはり閣議というベースで議論されることが多いであろうと、さればやはり國務大臣が委員長をやっておられまして、閣議のそういういた意向というもの十分踏まえて監理委員会の運営をなさるのが適当じゃなかろうか、逆にまたそういうのがベターではなかろうか、こういうことで実は決まったわけでございます。今回の審議会のも、委員長である大臣が閣議の場を通じて御紹介いただいたり、あるいは積極的に推進いただくといたしましたように、審議会の委員構成の改善ということで一部大臣が会長をしたり委員長をしている整理に当たりまして、先ほど監理局長から申し上げましたように、審議会の委員会構成の改善ということで一部大臣が会長をしたり委員長をしている審議会、あるいは委員会の会長制を廃止した例もございますが、今回の基準におきましては、その廃止の基準が、その委員会なり審議会の答申なり意見が一省庁限りで対応できるような問題は、これは廃止していいんじゃないいか、こういう基準がございまして、当行政監理委員会におきましては、いま申し上げました性格でございますので大臣の会長制を廃止をしなかつたということでございます。しかし、そういうた基準とか形式の話は別にいたしまして、実体的な趣旨は先ほど申し上げたような趣旨でございまして、私どもはそういう形がよろしいんではなかろうかと、こういうふうに考えております。

○秦豊君 これ任期三年でしたな、たしか。まだ三年あるるじゃなくして三年しかないんだから。今度相當意欲的な委員もいらっしゃいますからね、早だけれども、行監委員をやめた方が、しばらくすくも資料などとつて、こうねじりはち巻きといいうような方もいらっしゃるから大変結構ですよね。

ると日本経済新聞あたりでエッセイでむなしを

訴えたりする、なぜだろうと私もよく考えるのだが、つまり、さいの河原のようなところがある、行政改革には何か。壮大な徒労だと言う人もある。だから、男荒船をもつてしてもどかしいと、いうところもある。しかし、歴代の行管庁長官というのは、大変政界のいわゆる大物がしばしば歴任をされておる。川島正次郎氏あり、福田赳氏あり、いま荒船清十郎氏あり、並べてみれば大変けんらんたるキャリアないし実績を持つているんだが、やっぱり今は率直に言ってあの運輸大臣のころの荒船さん、ロッキーの予算委員長の荒船さんといまのあなたを比べた場合に、率直に申し上げてやはりもう少しあなたはオクターブを上げ物もおっしゃりたいのではないか。つまり、各省庁の並び大名のお一人であなたがいらっしゃる。実は行政監理委員会をもつと独立性と言つたけれども、同じような視点でかねがね思つておりますのは、内閣直属機関に行監があるんですよ。総理とあなたはもうまことに近いところにいて、各省庁にディレクトをするというふうな感じのね。それからコーディネーターとしてあなた方が振る舞うんじゃない、調整者として。調整者というのは、各省庁のしかも抵抗の強い官僚群との、そのまた辛うじて出てきた消極的な案のしかも下押しをした、あえて言えば最大公約数のようなものをあなた方が調整機能としてまとめ上げるなんじやなくて、内閣直属の荒船機関として全省庁を叱咤激励して、そして大胆な発想で党人派らしい行政改革の一つの古典のようなものをつくり上げるんじやないかと私は思つていたんだけれども、最近ちょっとお声がか細いんじやありませんか。で、きょうはいい機会だから、少しまだ時間があるからあなたと議論をしたいと思うんですが、どうもいままでいろんな資料を拝見してみましたが、なかなか抜きん出るものはない。だから、四十近い答申であろうが意見具申であろうが、まあとにかくこれに終わるんじやないかとさえ思う。これをなかなか抜きん出るものはない。だから、四十近い答申であろうが意見具申であろうが、まあとにかく

かく若干の差はあるがこれに尽きた。で、四年の一省庁一局削減なんていふのは大蔵主導型で行われたが、しかし後は許認可といふ特殊法人といふ幾ばくの手直しがないと。だから、これが行政改革なんだといふぐさりとした世論が圧倒的に拍手を送るようなものはついぞなかつた、実現されなかつたと言つてもぼくは皆さんから反論は受けないと思いますよ、うなずいていらっしゃるけれども。やっぱり核心をつかない、いやつけない、核心をつけないから枝葉末節に手をつけざるを得ないと。だからあなたたは枝ぶりがいいとおっしゃつたが、マスコミなどは小枝は払う幹切らずと、こうなるんで、これはいかなあなたたでも大変厚い壁の前でもどかしさを感じいらっしゃると思います。しかし、抵抗の少ない道だけを選んで通るんじゃなくて、やはり荒船さんがせつかく座つていらっしゃる間に、私は実は後ほど提唱も申し上げたいと思いますが、やはりあなたに大きな仕事をしていただきたい。

そこで、辻局長伺いたいんだけれども、あなたたは最近の某専門誌の座談会で、私の読み違いでなければ行政改革が成功する条件というのを整理していらっしゃる。一つは、トップのリーダーシップである、二つは世論のサポートである、第三には担当官庁、つまり行管庁、大蔵省等の能力とテクニックであると、こういうふうに解析をされておるんで、ほくも大体間違いないんじやないかと。そこでこれに即して伺いますけれども、トップとは何か、荒船長官か、そうではない福田総理である。ではトップのリーダーシップには十全であつたのかというと、これが常に不足しているか、はなから全く欠落をしているか、不足ではなくくてないという状態ですね、これが歴代の宰相に伴つたシチュエーションですね、これは、ひとり荒船長官にのみあるのかないのか、それはまた次の問題であるわけですよ。だから、トップのリーダーシップというのは絶えず不足をしておつた。ところが辻さんが解析をされた世論のサポート、これは絶えず熱烈に熱いみなぎりで行管庁の下す

結論を見守ってきた。世論は絶えず温かかった。第三に残るのは、あなた方の能力とテクニックだ。これはどうでしょうね、歴代の行管庁がどうであったのか、大蔵がどうであつたのかよくわからぬが、いまの行管庁は果たしてどうなのか。私はこれは長官にお答えいただきたいんだけれども、やつぱりあなたの熱意、主觀的、主体的熱意に比べると福田さんの熱意は及び腰、だから簡単に後退する。トップのリーダーシップ、これがまさに辻さんの分析どおり一番重要なポイントだと思いますよ。それからあの世論のサポート、これは全く私は温かかったと思う。あと残るはあなた方の能力さん、練達の辻さんがせっかく分析をしていらっしゃるんだから、これを引用させていただいて、長官はいまの分析をどうお思いですか。

○國務大臣(荒松清十郎君) 奏さんのおっしゃること、まさに痛いほどよくわかります。私はま

あ行管に就任をいたしまして、大変私の考えが後退しているような御意見のようですがそうでもな

いんです。ないが、いま大変いろいろの問題が山積しております、その中で一番大切なことは、何としても景気の回復だと思ふんです。それ

から雇用の問題であると思います。それからもう一つは、対外的な問題でございます。何としまし

ても貿易立国といいましょうか、そういうものと行政改革とどういうふうに組み合わせていくかと

いう問題、まさっきの御指摘のいわゆる最高方針といふものは、何といつても総理大臣の考え方です。で、そういう点からいたしまして、いろんなふくそくした問題の上に立って、何としても総理の決意がなければなかなか実行できません。現在の立場において、おっしゃるとおりもどかしい、何か空気が抜けているんじゃないかなといふお考えであるかもしれません。しかし、大事なことは、さつき申し上げるようにもう大変いろいろなことが錯綜しております、それじゃ行政改革をその間においてどうしたらいいかということで、大変いろいろむずかしいと思っておりま

す。しかし、おっしゃるとおりでございまして、行政改革ということは大変大切なことでございます。まあ御激励を得て思い切ったことをやってみたい。いろいろやつてみてだんだん事情わざつたのか、大蔵がどうであつたのかよくわからぬが、いまの行管庁は果たしてどうなのか。私はこれは長官にお答えいただきたいんだけれども、やつぱりあなたの熱意、主觀的、主体的熱意に比べると福田さんの熱意は及び腰、だから簡単に後退する。トップのリーダーシップ、これがまさに辻さんの分析どおり一番重要なポイントだと思いますよ。

それからあの世論のサポート、これは全く私

は温かかったと思う。あと残るはあなた方の能力

さん、練達の辻さんがせっかく分析をしていらっしゃるんだから、これを引用させていただいて、

長官はいまの分析をどうお思いですか。

○國務大臣(荒松清十郎君) 奏さんのおっしゃること、まさに痛いほどよくわかります。私はま

あ行管に就任をいたしまして、大変私の考えが後

退しているような御意見のようですがそうでもな

いんです。ないが、いま大変いろいろの問題が

山積しております、その中で一番大切なことは、何としても景気の回復だと思ふんです。それ

から雇用の問題であると思います。それからもう

一つは、対外的な問題でございます。何としまし

ても貿易立国といいましょうか、そういうものと行政改革とどういうふうに組み合わせていくかと

いう問題、まさっきの御指摘のいわゆる最高方

針といふものは、何といつても総理大臣の考え方

です。で、そういう点からいたしまして、いろんな

ふくそくした問題の上に立って、何としても総

理の決意がなければなかなか実行できません。現

在の立場において、おっしゃるとおりもどかし

い、何か空気が抜けているんじゃないかなといふ

お考えであるかもしれません。しかし、大事

なことは、さつき申し上げるようにもう大変いろ

いろなことが錯綜しております、それじゃ行政

改革をその間においてどうしたらいいかといふ

ことで、大変いろいろむずかしいと思っておりま

る、それからあの世論のサポート、これは全く私

は温かかったと思う。あと残るはあなた方の能力

さん、練達の辻さんがせっかく分析をしていらっしゃるんだから、これを引用させていただいて、

長官はいまの分析をどうお思いですか。

○國務大臣(荒松清十郎君) 奏さんのおっしゃること、まさに痛いほどよくわかります。私はま

あ行管に就任をいたしまして、大変私の考えが後

退しているような御意見のようですがそうでもな

いんです。ないが、いま大変いろいろの問題が

山積しております、その中で一番大切なことは、何としても景気の回復だと思ふんです。それ

から雇用の問題であると思います。それからもう

一つは、対外的な問題でございます。何としまし

ても貿易立国といいましょうか、そういうものと行政改革とどういうふうに組み合わせていくかと

いう問題、まさっきの御指摘のいわゆる最高方

針といふものは、何といつても総理大臣の考え方

です。で、そういう点からいたしまして、いろんな

ふくそくした問題の上に立って、何としても総

理の決意がなければなかなか実行できません。現

在の立場において、おっしゃるとおりもどかし

い、何か空気が抜けているんじゃないかなといふ

お考えであるかもしれません。しかし、大事

なことは、さつき申し上げるようにもう大変いろ

いろなことが錯綜しております、それじゃ行政

改革をその間においてどうしたらいいかといふ

ことで、大変いろいろむずかしいと思っておりま

る、それからあの世論のサポート、これは全く私

は温かかったと思う。あと残るはあなた方の能力

さん、練達の辻さんがせっかく分析をしていらっしゃるんだから、これを引用させていただいて、

長官はいまの分析をどうお思いですか。

○國務大臣(荒松清十郎君) 奏さんのおっしゃること、まさに痛いほどよくわかります。私はま

あ行管に就任をいたしまして、大変私の考えが後

退しているような御意見のようですがそうでもな

いんです。ないが、いま大変いろいろの問題が

山積しております、その中で一番大切なことは、何としても景気の回復だと思ふんです。それ

から雇用の問題であると思います。それからもう

一つは、対外的な問題でございます。何としまし

ても貿易立国といいましょうか、そういうものと行政改革とどういうふうに組み合わせていくかと

いう問題、まさっきの御指摘のいわゆる最高方

針といふものは、何といつても総理大臣の考え方

です。で、そういう点からいたしまして、いろんな

ふくそくした問題の上に立って、何としても総

理の決意がなければなかなか実行できません。現

在の立場において、おっしゃるとおりもどかし

い、何か空気が抜けているんじゃないかなといふ

お考えであるかもしれません。しかし、大事

なことは、さつき申し上げるようにもう大変いろ

いろなことが錯綜しております、それじゃ行政

改革をその間においてどうしたらいいかといふ

ことで、大変いろいろむずかしいと思っておりま

る、それからあの世論のサポート、これは全く私

は温かかったと思う。あと残るはあなた方の能力

さん、練達の辻さんがせっかく分析をしていらっしゃるんだから、これを引用させていただいて、

長官はいまの分析をどうお思いですか。

○國務大臣(荒松清十郎君) 奏さんのおっしゃること、まさに痛いほどよくわかります。私はま

あ行管に就任をいたしまして、大変私の考えが後

退しているような御意見のようですがそうでもな

いんです。ないが、いま大変いろいろの問題が

山積しております、その中で一番大切なことは、何としても景気の回復だと思ふんです。それ

から雇用の問題であると思います。それからもう

一つは、対外的な問題でございます。何としまし

ても貿易立国といいましょうか、そういうものと行政改革とどういうふうに組み合わせていくかと

いう問題、まさっきの御指摘のいわゆる最高方

針といふものは、何といつても総理大臣の考え方

です。で、そういう点からいたしまして、いろんな

ふくそくした問題の上に立って、何としても総

理の決意がなければなかなか実行できません。現

在の立場において、おっしゃるとおりもどかし

い、何か空気が抜けているんじゃないかなといふ

お考えであるかもしれません。しかし、大事

なことは、さつき申し上げるようにもう大変いろ

いろなことが錯綜しております、それじゃ行政

改革をその間においてどうしたらいいかといふ

ことで、大変いろいろむずかしいと思っておりま

る、それからあの世論のサポート、これは全く私

は温かかったと思う。あと残るはあなた方の能力

さん、練達の辻さんがせっかく分析をしていらっしゃるんだから、これを引用させていただいて、

長官はいまの分析をどうお思いですか。

○國務大臣(荒松清十郎君) 奏さんのおっしゃること、まさに痛いほどよくわかります。私はま

あ行管に就任をいたしまして、大変私の考えが後

退しているような御意見のようですがそうでもな

いんです。ないが、いま大変いろいろの問題が

山積しております、その中で一番大切なことは、何としても景気の回復だと思ふんです。それ

から雇用の問題であると思います。それからもう

一つは、対外的な問題でございます。何としまし

ても貿易立国といいましょうか、そういうものと行政改革とどういうふうに組み合わせていくかと

いう問題、まさっきの御指摘のいわゆる最高方

針といふものは、何といつても総理大臣の考え方

です。で、そういう点からいたしまして、いろんな

ふくそくした問題の上に立って、何としても総

理の決意がなければなかなか実行できません。現

在の立場において、おっしゃるとおりもどかし

い、何か空気が抜けているんじゃないかなといふ

お考えであるかもしれません。しかし、大事

なことは、さつき申し上げるようにもう大変いろ

いろなことが錯綜しております、それじゃ行政

改革をその間においてどうしたらいいかといふ

ことで、大変いろいろむずかしいと思っておりま

る、それからあの世論のサポート、これは全く私

は温かかったと思う。あと残るはあなた方の能力

さん、練達の辻さんがせっかく分析をしていらっしゃるんだから、これを引用させていただいて、

長官はいまの分析をどうお思いですか。

○國務大臣(荒松清十郎君) 最後に、やつぱり伊藤博文以来ですか

ね、明治藩閥政権から行政機構があつて、いま

まさにばく式などとらえ方によると、私の表現によ

ればゲルマンとアングロサクソンがコンパインさ

れて非常に中途半端だと。いま皆さんの行政改革

の発想というのは増分主義、予算で言えば、前年

度がこうだったから来年度はと、あるいは今年度

はと、こういう発想なんですよ。ある既成のもの

があつて、それをどう削るか、たたき壊すんじや

ないで、どう削るか、ならかにするか、これが

かは予算を含めて、一国のやつぱりゼロベース

システムというふうなものは、やりでは

なくて、日本の行財政が一番忘れている視点だか

らあって、あなた方の限界になる。しかし、これ

からは予算を含めて、一国のやつぱりゼロベース

システムといふふうなものは、いまのはやりでは

なくて、日本の行財政が一番忘れている視点だか

らあって、あなた方の限界になる。しかし、これ

からは予算を含めて、一国のやつぱりゼロベース

システムといふふうなものは、やりでは

なくて、日本の行財政が一番

きたいということをきょうは申し上げたかったわけです。

○國務大臣(荒松清十郎君) 大変いい御意見でございまして、私は戦後三十年を越しまして、戦後の日本、占領されたいた日本のために、いろんなものがむちゃくちやにふえているんですよ。さつき御指摘のありました特殊法人であるとか、いろんな委員会であるとか、これはもうめちゃくちゃにふやしちゃつたんですよ、それはマッカーサー司令部の影響もあるし、日本がかつて経験を経なかつた戦後のいろんな經營等について。ですから、いたずらに外国のまねをしたような点があります。したがつて、ここにおいて一番、まあこれは行政改革ばかりじゃない、福田内閣においてもかなり発想の転換をしなくちゃならない。これは思い切つたことをやらないと、政党政治に対しても国民からきらわれるというような問題ついぶんあると思います。したがつて発想の転換をひとつ福田内閣はやらなくちゃならない。それに基づいてひとつ行政改革も思い切つたことをしなくちゃならない、そういう決意を持っております。しかし、なかなか一遍決めちまつたことを大改革するということは大変なことでありますて、言うにはやすいがなかなか実行は困難だということを痛切にいま感じております。しかし思い切つたことをやりまして、そして税金のむだ遣いもしないようになくちやならない、こう考えております。

○理事(原文兵衛君) 両案に対する本日の質疑はこの程度にとどめます。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時四十七分散会

第九号中正誤

ペレ 段行 誤 正

四二 から終わり 社全

六四九 法務 総務

八四四 再会 再開

三二四 稲村佐近四郎 稲村佐近四郎君

六四一 管野 菅野

四二五 稲村左近四郎君 稲村佐近四郎君

二二六 間違い 間違い

三二五 導入 算入

二二六 間違い 間違い

一三三 ついて つい

二二三 から終わり ついて

一三二 ことの ここに

二二一 と、いう と、こういう

三二〇 ふにう ふうに

第十号中正誤

ペレ 段行 誤 正

一三三 ついて つい

二二二 から終わり ついて

三二一 ことの ここに

四二〇 と、いう と、こういう

五一九 議員 議長

六一九 塔載 搭載

昭和五十三年六月十六日印刷

昭和五十三年六月十七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

D